

第3次鴨川市 男女共同参画計画

(令和4年度～8年度)

みんな
～男女が互いに思いやり、
いきいきと活躍できる
社会の実現をめざして～

令和4年3月



鴨川市

すべての市民が主役になれるまでに



鴨川市長 長谷川 孝夫

少子高齢化の進展をはじめ家族形態の変化、価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が、より一層求められています。

本市におきましても、平成21年度と27年度に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を計画的に推進して参りました。令和2年度に実施した市民意識調査では、前回調査と比べて「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が上昇するなど、これまでの取組により一定の成果が見られております。

しかしながら、依然として男女の役割分担意識が顕在しており、当初の目標に到達していない課題も見受けられることから、更なる取組を継続していく必要があります。

また近年は、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響により増加する家庭内での暴力の撲滅、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、ジェンダー平等の実現など、新たなテーマへの対応も求められております。

そこで、これまでの成果と課題を引き継ぐとともに、国・県の方針や本市第4次5か年計画などと整合を図りながら、この度「第3次鴨川市男女共同参画計画（令和4年度～8年度）」を策定いたしました。

本計画は、男女の平等や女性活躍はもちろん、市民一人ひとりの人権、安全安心に関わる重要な計画であります。「市民が主役のまちづくり」を実現するため、オール鴨川体制により本計画の着実な推進に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通してご協力いただきました市民の皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

《 目 次 》

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	4
(1) 世界の主な動き	4
(2) 国の主な動き	4
(3) 千葉県の主な取組	5
(4) 鴨川市の主な取組	6
3 鴨川市を取り巻く環境	7
(1) 統計調査	7
(2) 第2次鴨川市男女共同参画計画の実績と検証	15
(3) 市民意識調査	20
4 計画策定の焦点（重要項目）	30
(1) 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	30
(2) 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、 地域活動との両立ができる社会環境の整備	30
(3) あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進	31
5 計画の位置づけと期間	32
(1) 計画の位置づけ	32
(2) 計画の期間	33
6 計画の策定方法と推進体制	34
(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映	34
(2) 計画の推進体制	34
(3) 計画の推進に求められる各々の役割	35
(4) 計画の進行管理	35
(5) 成果指標	36

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市の目指す地域社会（基本理念）	37
2 計画の基本目標と施策の体系（展開）	37
〈施策の体系〉	39
〈施策の展開〉	40

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1	人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	43
施策の方向 2	あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	46
施策の方向 3	人権侵害を許さない社会環境づくり	48

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

施策の方向 1	行政における男女共同参画の推進	50
施策の方向 2	市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	51
施策の方向 3	家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	52
施策の方向 4	地域活動等における男女共同参画の促進	54
施策の方向 5	雇用の場における男女の機会均等と 待遇の確保のための環境づくり	55
施策の方向 6	農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進	56

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 1	誰もが安心して暮らせる環境の整備	57
施策の方向 2	高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	58
施策の方向 3	生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援	60
施策の方向 4	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	61

資料編

●男女共同参画に関わる相談窓口	64
●第3次鴨川市男女共同参画計画の策定経過	65
●鴨川市男女共同参画推進審議会 委員名簿	66
●鴨川市附属機関設置条例	67
●鴨川市男女共同参画推進審議会への諮問及び答申	69
●男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過（世界・日本・千葉県）	71
●男女共同参画社会基本法	74
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【DV防止法】	78
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律【女性活躍推進法】	85
●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	92
●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	97

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条第1号）

本市では、平成22（2010）年3月に『鴨川市男女共同参画計画』を、また平成28（2016）年3月には『第2次鴨川市男女共同参画計画』を策定し、全ての人が共に支え合い、認め合い、いきいきと活躍できる社会の実現に向け、様々な施策や事業を推進してきました。

令和2年度に実施した市民意識調査では、前回調査と比べて「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が上昇したほか、「育児休業や介護休業をとりやすいと思う」との回答が増加するなど、これまでの取組による一定の成果が見られています。

しかしながら一方で、「男は仕事・女は家庭」という役割分担意識が依然として残っていることも事実であり、平成27（2015）年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法*」という。）が制定されていることから、本市の特性や実状に応じた、更なる取組を継続していく必要があります。

また近年は、激甚化する自然災害や新型コロナウイルス感染症など、男女共同参画を取り巻く新たな課題も生じており、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や、コロナ禍で増加するDV*の撲滅が喫緊の課題となっています。

さらに、国際情勢に目を転じると、平成27（2015）年に国連サミットにおいて「持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼーズ）」が掲げられ、17ある目標の中に「ジェンダー*平等」の精神が盛り込まれましたが、世界経済フォーラムが令和3（2021）年3月に公表した「ジェンダーギャップ指数2021」において、日本は156国中120位と先進国の中で最低レベルに位置しており、我が国のグローバル化にとって大きな障害となっています。

こうした国内外の状況を踏まえ、第2次鴨川市男女共同参画計画の成果と課題を引き継ぐとともに、国・県の方針や本市第4次5か年計画などと整合を図りながら、令和4（2022）年度を初年度とする『第3次鴨川市男女共同参画計画』を策定するものです。

*女性活躍推進法

正式には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日制定・公布、平成28年4月1日ほか施行）。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、国、地方公共団体、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定（平成28年4月1日から）などが新たに義務づけられることとなった。（10年間の時限立法。）

※令和4年4月1日から、事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、労働者101人以上の事業主まで拡大。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

主に配偶者など親密な関係にあるパートナー、又はあった者からの暴力のこと。その暴力とは、身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素を含んでいる。

*ジェンダー（gender）

生物学的な性別を示す「セックス」に対して、「社会的、文化的に形成された性別」という概念として国際的に定着しており、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差のこと。

「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことです。

生物学的には男女に違いがあることを認めた上で、「男だからこうあるべき」「女だからこうあるべき」といった、性別の違いだけで固定的に役割を決めつける意識を見直して、誰もが自分らしい生き方ができる、そんな社会を目指します。

どうして「男女共同参画」が必要ななの？

憲法には「個人の尊重」や「法の下での平等」がうたわれています。しかし実際には、大事な意思決定の場に女性が加わっていなかったり、家庭や地域・職場など様々な場面で男女間の不平等を感じることもまだまだ多くあります。少子高齢化など私たちを取り巻く状況が変化していく中では、性別役割分担意識にとらわれず、誰もがそれぞれの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠なのです。

「男女共同参画社会」が実現するとどんな社会になるの？



SDGsって何だろう？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組が示されています。

国は、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、地方自治体に対し目標に向かって取組を進めるよう求めています。

本市では、令和3年3月に策定した第4次5か年計画において、各施策をSDGsの17の目標に位置づけ、対応表を整理しました。

このうち、「男女共同参画社会の形成」はSDGsの「ジェンダー」と「平和」に対応しており、男女共同参画施策の推進や市民啓発、DV被害者の相談・支援、性的少数者に対する配慮などを行うことで、SDGsの達成に向けた取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

2 計画策定の背景

(1) 世界の主な動き

本計画の背景について世界の動きからみると、国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和50（1975）年に、第1回の世界会議として開催された「国際婦人年世界会議」において『世界行動計画』が採択されました。さらに、国連総会において「平等・発展・平和」を目標に掲げ、女性の地位向上を目指した「国連婦人の十年」（昭和51〔1976〕年から昭和60〔1985〕年まで）を設定するなど、男女共同参画社会推進のための国際的な基盤が急速に整備されました。

昭和60（1985）年には、第3回世界女性会議（ナイロビ）が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7（1995）年には、第4回世界女性会議（北京）が開催され、西暦2000年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」を採択、特にあらゆる問題解決のために、女性のエンパワーメント*が強調されています。

また、平成23（2011）年に国際的な4つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足し、平成24・26（2012・2014）年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（「自然災害とジェンダー」決議）が採択されました。

平成27（2015）年3月に開催された「第59回国連婦人の地位委員会」において、さらなる具体的な行動をとることを表明した「政治宣言」が採択されました。

(2) 国の主な動き

国では、世界の動向を踏まえ、昭和50（1975）年の「婦人問題企画推進本部」の設置や、昭和52（1977）年の「国内行動計画」の策定をはじめとした社会的な取組が展開され、「男女雇用機会均等法」の制定公布等により昭和60（1985）年「女子差別撤廃条約*」が批准されました。

昭和62（1987）年には、「ナイロビ将来戦略」を受け、21世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成6（1994）年6月には、内閣府総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されたほか、新たに総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」が設置されました。

*女性のエンパワーメント

女性自身が主体的に判断し能力を発揮して社会のあらゆる分野、様々なレベルの意思決定過程へ参画する機会を獲得することで、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

*女子差別撤廃条約

女子（女性）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。

平成8（1996）年には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11（1999）年には、男女共同参画審議会の答申を受けて、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には同法に基づき「男女共同参画基本計画（第1次）」が策定されました。平成13（2001）年には、中央省庁の再編成に伴って内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、男女共同参画審議会の機能を発展的に受け継ぐ「男女共同参画会議」が設置されました。また同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法*」という。）が制定されました。

少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化などライフスタイルの一層の多様化への対応が求められ、平成19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22〔2010〕年改定）が、平成24（2012）年には『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』が策定されました。これに加えて平成27（2015）年8月には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため、「女性活躍推進法」が制定されました。

また、この間、平成17（2005）年12月に第2次、平成22（2010）年12月に第3次、そして平成27（2015）年12月には、第4次となる「男女共同参画基本計画」が、それぞれ策定されました。

平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されたほか、令和2（2020）年12月に策定された、「男女共同参画基本計画（第5次）」により、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指すこととしています。

（3）千葉県の主な取組

千葉県では、世界や国の動向を踏まえ、昭和56（1981）年に「千葉県婦人施策推進総合計画」、昭和61（1986）年「千葉県婦人計画」、平成3（1991）年「さわやかちば女性プラン」を策定し、女性の地位向上と関連分野における施策を総合的に推進してきました。

平成8（1996）年には、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標として、第4次の女性計画である「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成12（2000）年には、男女共同参画社会の推進体制強化を図るため、庁内組織「千葉県男女共同参画推進本部」を設置し、新たな担当部署として企画部（現総合企画部）に「男女共同参画課」を設置しました。

平成13（2001）年に、男女共同参画社会基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画」を策定するとともに、平成14（2002）年には、DV防止法の施行に伴い、被害者支援のため、男女共同参画課内に「DV対策担当チーム」を設置しました。

*DV防止法

正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年施行、平成25年に法律名が改められ、現在は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）。この法律の中では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

平成18(2006)年に、新たな課題への対応を踏まえた「千葉県男女共同参画計画(第2次)」を、また、同年「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(以下「DV防止基本計画」という。)」を策定しました。その後、改正DV防止法の施行を受けて、平成21(2009)年に第2次、平成24(2012)年に第3次、そして平成29(2017)年には第4次となる「DV防止基本計画」を、それぞれ策定してきました。

また、「千葉県男女共同参画計画」については、平成23(2011)年3月の第3次、平成28(2016)年3月の第4次を経て、令和3(2021)年3月には、大規模災害や新型コロナウイルス感染拡大に伴う新たな課題への対応等を重点項目に追加した、「千葉県男女共同参画計画(第5次)」を策定しました。

(4) 鴨川市の主な取組

本市では、平成16(2004)年に鴨川市・天津小湊町合併協議会により策定された「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」と、これを受け合併後の新市により、平成18(2006)年に策定された「第1次鴨川市総合計画」において、男女共同参画計画の策定に加え男女共同参画に対する市民意識の啓発や、DV被害者の相談・支援体制の整備を推進することとしました。

DVに関する相談受付は、平成24(2012)年4月、健康推進課内に「福祉総合相談センター」を設置し、保健福祉等に関する様々な相談に対応するワンストップサービスの提供を開始したことにより、DVを含めた複雑な家族の問題にも対応できる体制が整いました。

また、男女共同参画計画の策定に向けて、平成21(2009)年に「男女共同参画に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)」を実施し、家庭・地域・職場など様々な場面における男女共同参画についての市内の実状や、市民の意識の現状把握を行うとともに、市内在住の識見者により構成された「鴨川市男女共同参画審議会」を設置し、本市における男女共同参画計画の内容について検討を行いました。

平成22(2010)年3月に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

平成24(2012)年11月に新たな審議会として、「鴨川市男女共同参画推進審議会」を改めて設置するとともに、前回調査からの意識の変化を把握するため、市民意識調査を実施しました。

平成27(2015)年5月、「第2次男女共同参画計画」策定に向け、市民意識調査を実施するとともに、男女共同参画推進審議会において「第2次鴨川市男女共同参画計画」の内容について検討を行い、平成28(2016)年3月、市民意識調査結果や「鴨川市男女共同参画計画」の成果と課題を反映した「第2次鴨川市男女共同参画計画」を策定しました。

令和2(2020)年8月、「第3次男女共同参画計画」策定に向け、前回調査からの意識の変化を把握するため、市民意識調査を実施するとともに、令和3(2021)年4月には、「鴨川市男女共同参画推進審議会」を設置し、「第3次男女共同参画計画」の内容を検討しました。

3 鴨川市を取り巻く環境

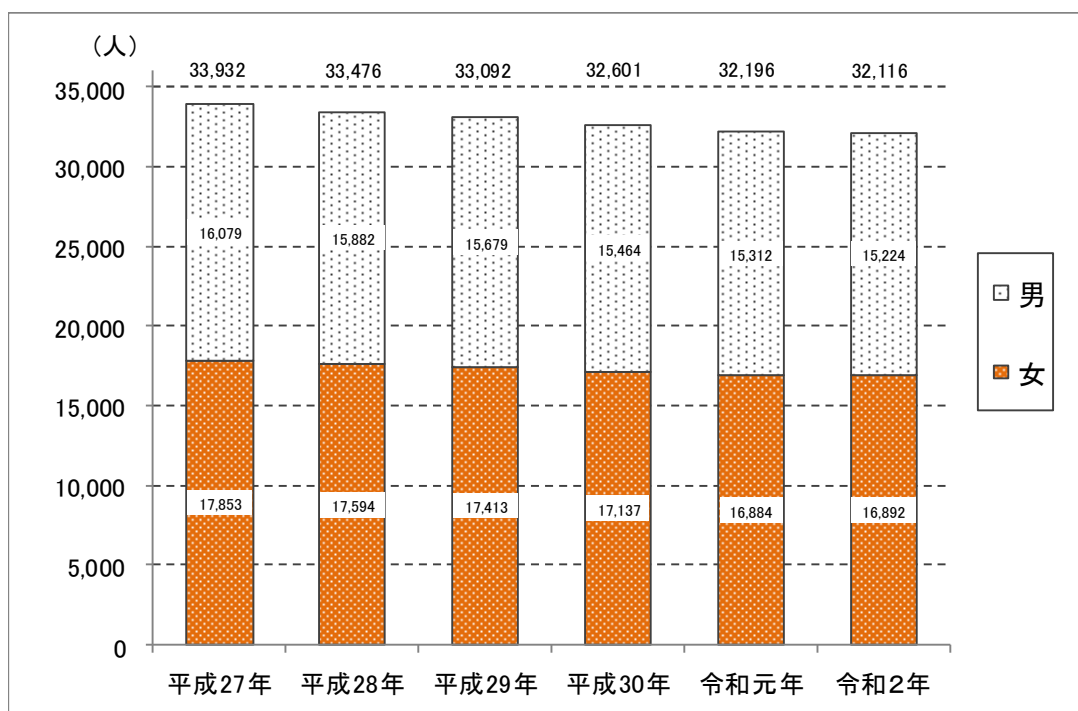
(1) 統計調査

① 人口の推移

本市の総人口における推移を見ると、平成27年（33,932人）から令和2年（32,116人）までに1,816人減少しており、男女ともに減少傾向を示しています。

地区ごとに平成30年から令和2年までの人口推移をみると、全ての地区において緩やかな減少傾向を示しています。減少数は天津小湊地区が281人と最も多く、減少率でも約4.85%と最も高くなっています。

■ 総人口の推移



〔資料：平成27年、令和2年は国勢調査（10月1日現在）、平成28年、29年、30年、令和元年は常住人口（各年10月1日現在）〕

■ 地区別の人口推移

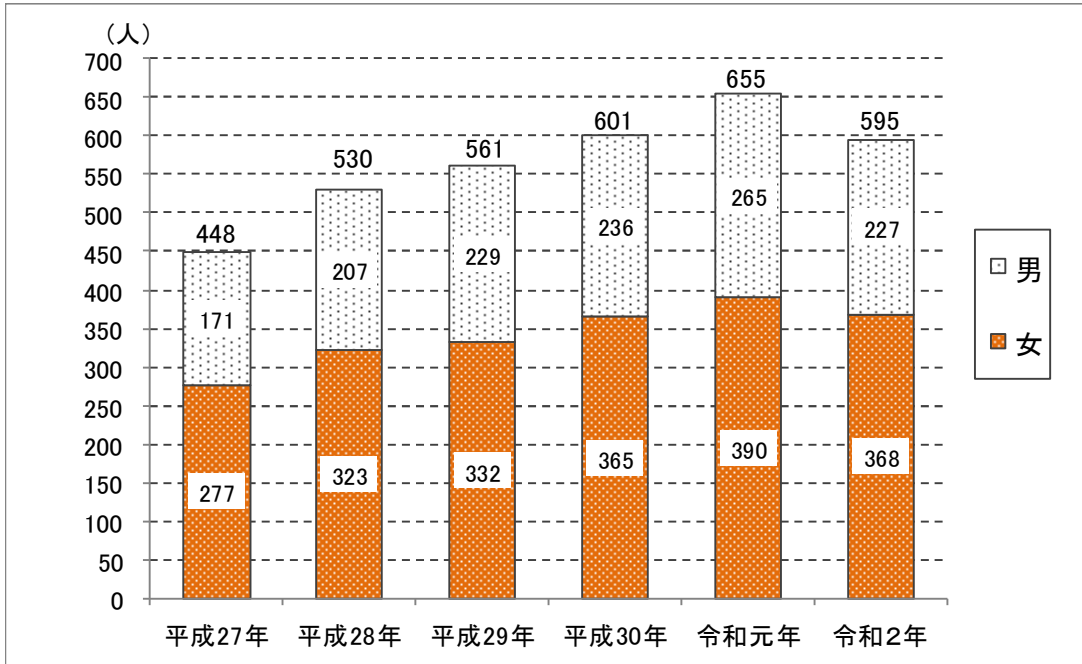
大字	平成30年		令和元年		令和2年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
鴨川地区	18,279	8,994	18,121	9,019	18,017	9,081
長狭地区	4,469	2,111	4,381	2,076	4,286	2,058
江見地区	4,835	2,377	4,375	2,367	4,623	2,344
天津小湊地区	5,797	2,711	5,644	2,677	5,516	2,676

〔資料：鴨川市統計書（各年4月1日現在）〕

第1章 計画の策定にあたって

本市には現在、中国、フィリピン、韓国、アメリカなどからの外国人が約600人居住しています。新型コロナウイルス感染症の影響と思われる要因で、令和2年の人口は減少したものの、全体としては増加傾向にあるといえます。外国人は文化、風習、言語が異なるため孤立しやすく、特に女性は妊娠・出産、子育てなど重要な場面における行政サービスや制度に関し、必要な情報を得られず不安や悩みを抱え込んでしまう懸念があります。

■外国人登録人口の推移

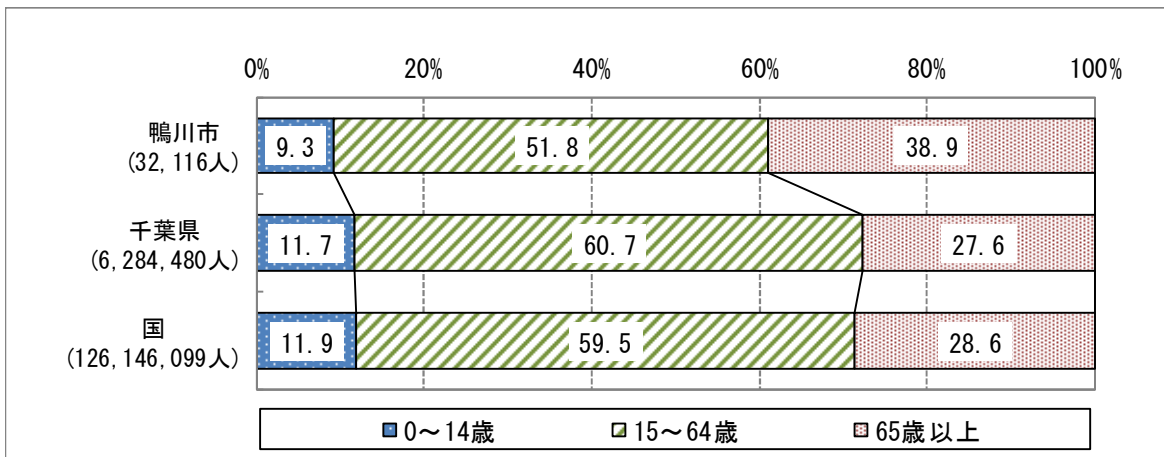


[資料：市民生活課（各年9月30日現在）]

② 年齢別人口と出生率の状況

本市の年齢区分別の人口比率を、国・県と比較したところ、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の年齢層は、国・県の占める割合を下回る一方、65歳以上の人口が約10%上回り、高齢化率が高くなっています。

■年齢3区分別人口比率（令和2年）

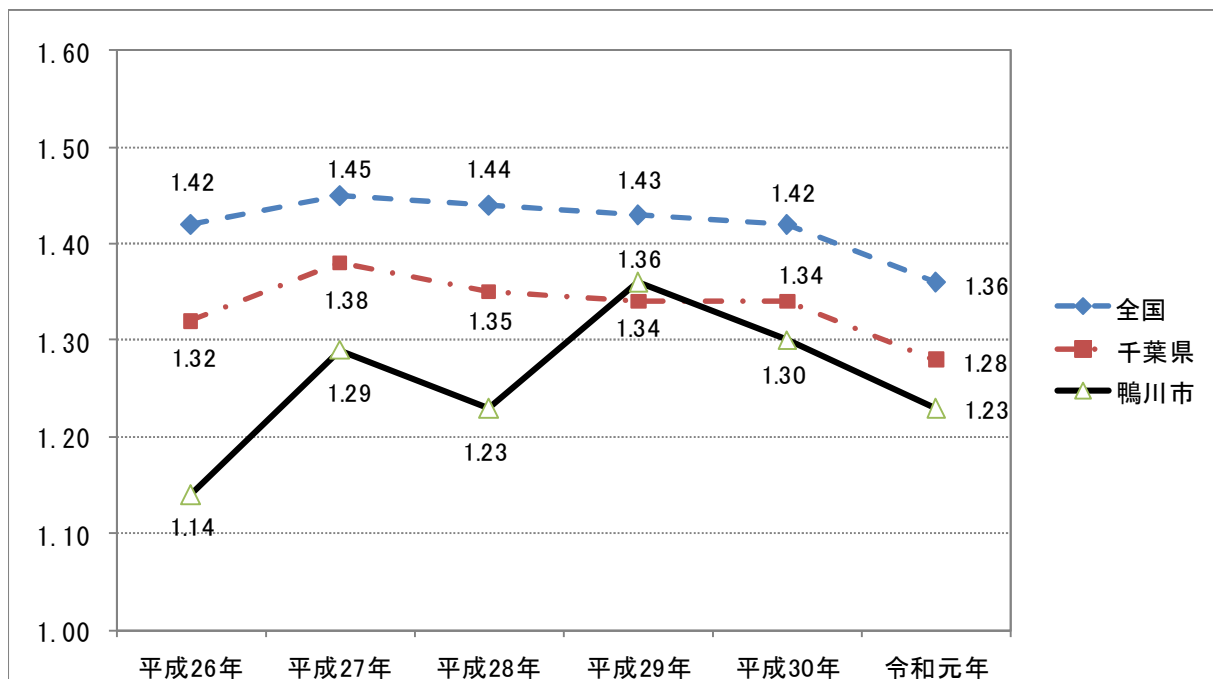


[資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）]

合計特殊出生率*により、本市において女性が一生のうちに生む子どもの平均的な人数をみると、最低値である平成26年の1.14から増減を経て平成29年、県の1.34を上回る1.36を記録しました。その後、平成30年に1.30、令和元年に1.23と減少に転じますが、国・県とも減少傾向にあることから、全国的に少子化が進んでいることが見て取れます。

本市において少子高齢化が進んでおり、労働者の高齢化や減少に伴う地域経済の低迷、高齢者人口の増加による年金、医療・介護費等の支出増大が懸念されます。

■合計特殊出生率



[資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課]

*合計特殊出生率

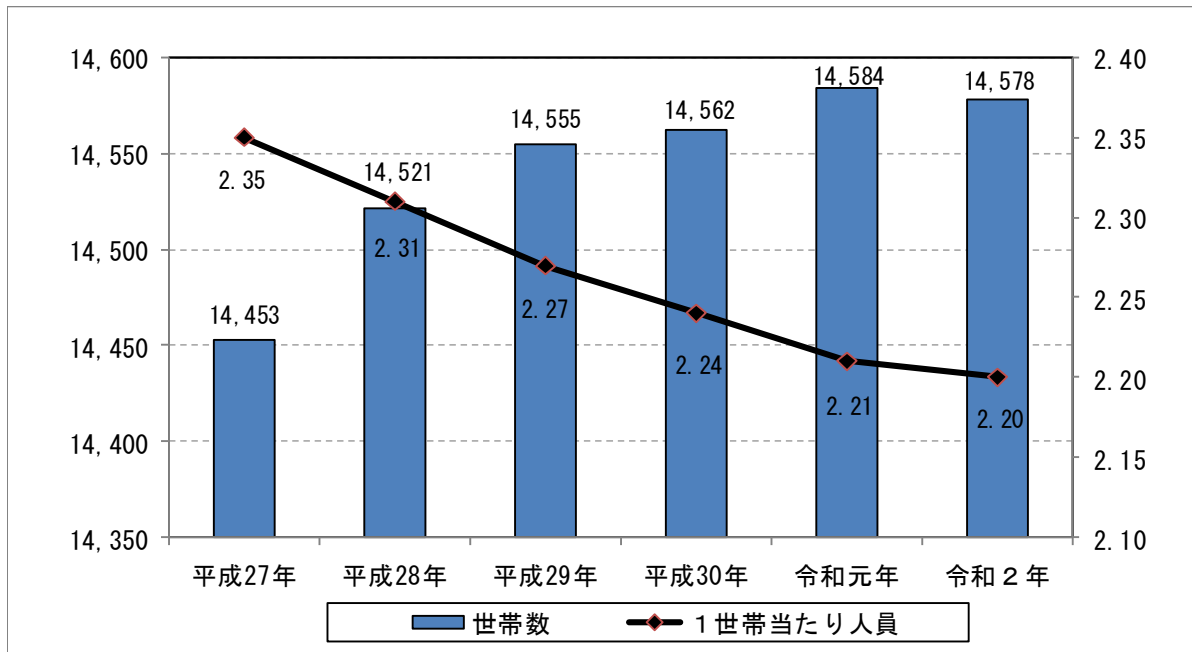
合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

③ 世帯状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成27年から令和2年までに125世帯増加しています。一方、総人口は減少傾向にあるため、1世帯当たりの人員は減少を示しており、平成27年（2.35人）から令和2年（2.20人）までの間に0.15人減少しています。

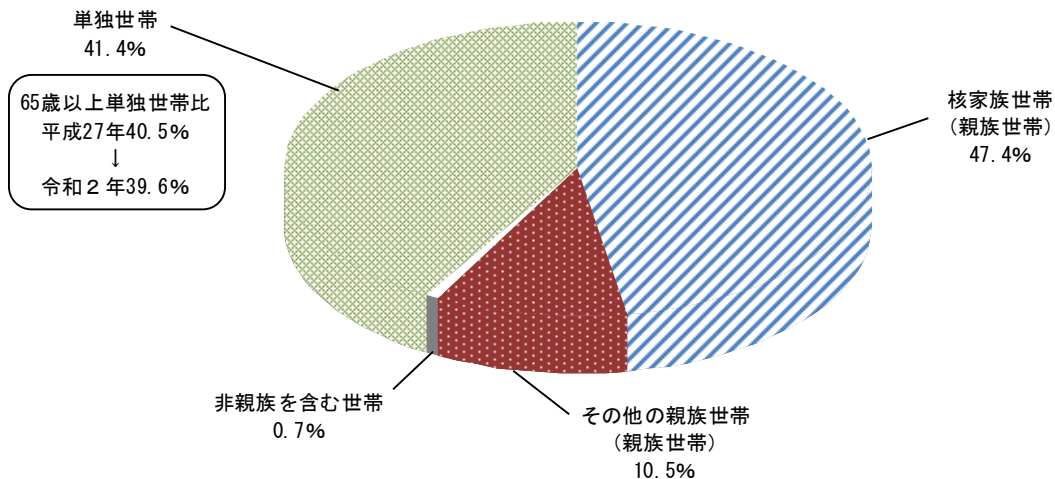
また、令和2年の国勢調査における世帯の家族類型を見ると、単独世帯の割合が41.4%を占めており、このうち65歳以上の世帯は、平成27年（40.5%）から令和2年（39.6%）までの間に0.9%減少しているものの、依然として一人世帯高齢者の割合が高いことが見て取れます。

■世帯数及び1世帯当たり人員



〔資料：平成27年、令和2年は国勢調査（10月1日現在）、平成28年、29年、30年、令和元年は常住人口（各年10月1日現在）〕

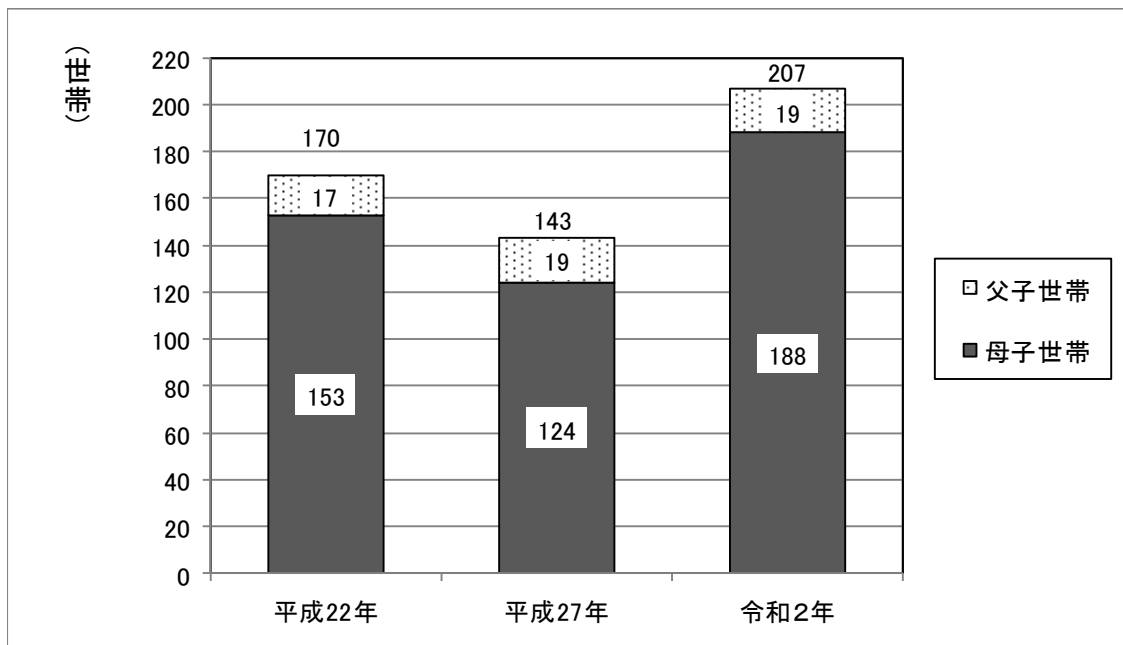
■世帯の家族類型（令和2年）



〔資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）〕

本市における18歳未満の子どものいるひとり親世帯数は、国勢調査によると平成22年から令和2年までに37世帯増加しており、子育ての不安や悩みを抱えるひとり親世帯の親と子どもが安心して暮らしていくため、引き続き経済的支援や相談体制の充実が求められています。

■18歳未満の子どものいるひとり親世帯の状況



[資料：国勢調査（各年10月1日現在）]

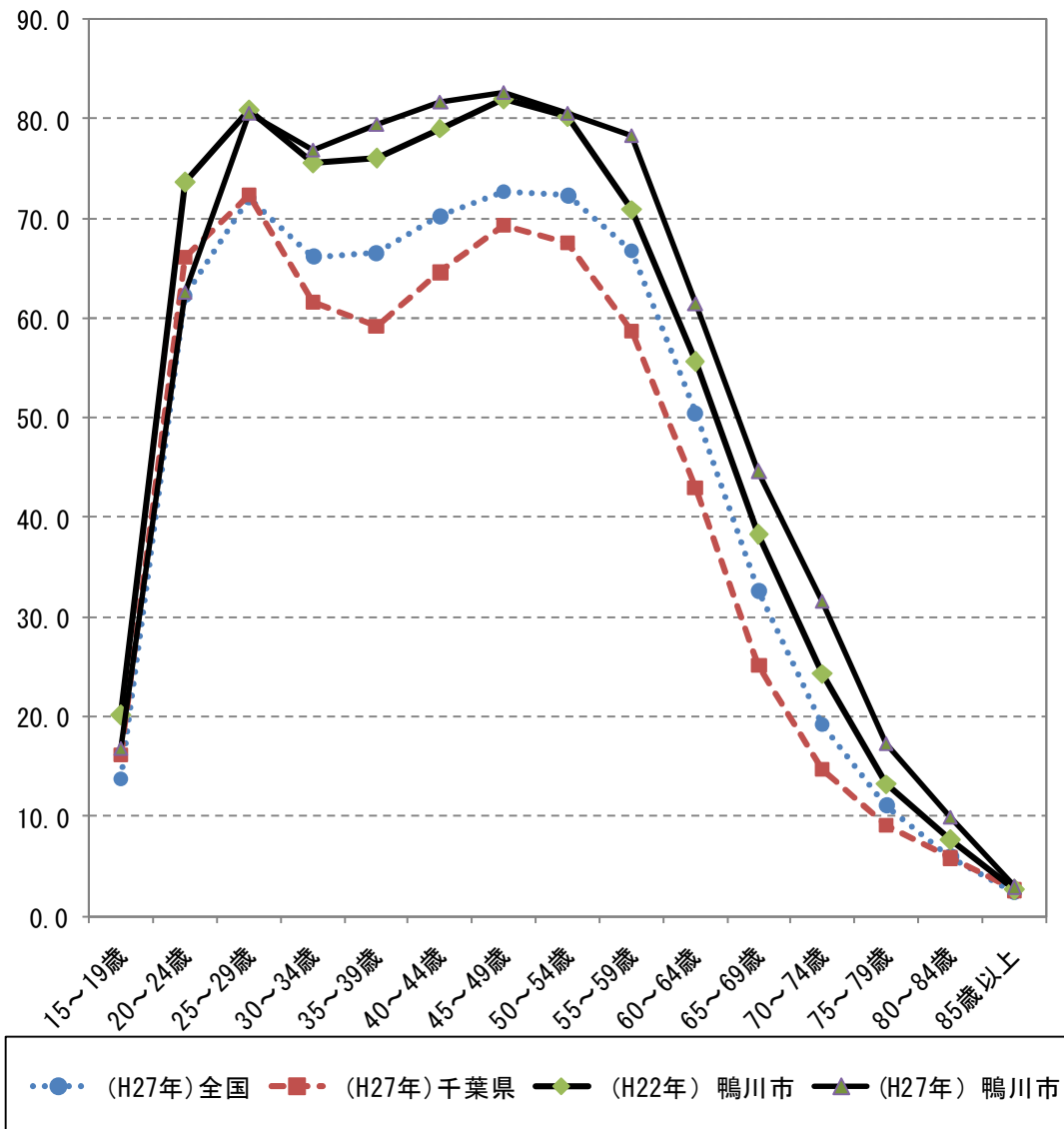
④ 女性の労働状況

日本の年齢別に見た女性の労働力率*は「M字曲線」と言われており、30歳前後に結婚・出産などに伴い低下し始め、その後再び上昇して40歳代後半にピークを迎える傾向にあります。この中で、本市の労働力率は国・県を大きく上回り、30歳代から40歳代にかけての落差が小さいことが特徴として見られます。

また、平成27年の本市における「M字曲線」が、平成22年と比較して落差が小さくなっているほか、各年代においても労働力率の向上が見られます。

この背景として、産休や育休が取得しやすくなったことに加え、フレックス制や時短勤務など様々な働き方が推奨されてきたことが考えられます。

■ 女性年齢階級別の労働力率（平成27年）



[資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）]

*労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の比率。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働可能人口のうち働く意思がある人の比率ということになります。

⑤ 女性の就業状況

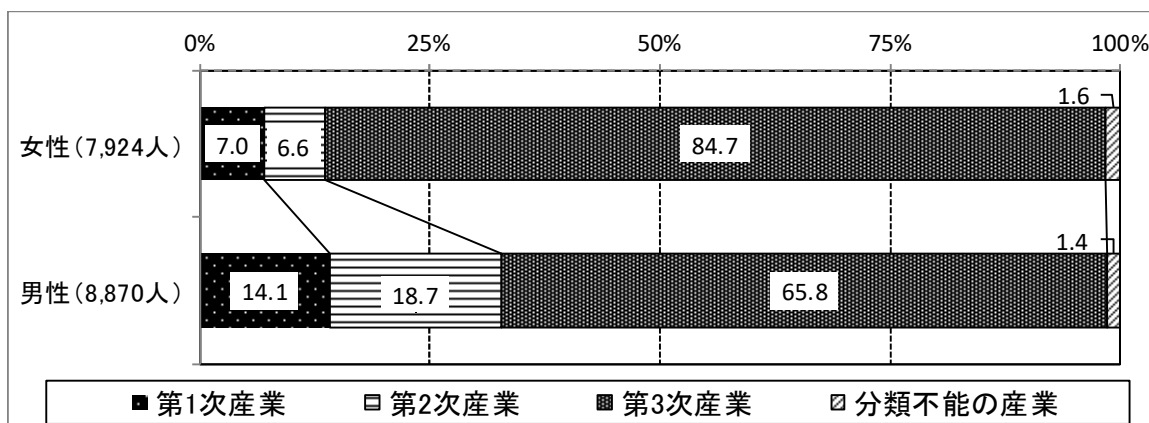
平成27年の国勢調査によると、本市における15歳以上の就業者16,794人のうち、女性が7,924人と半数近く（約47.2%）を占めています。

産業分類別に女性就業者数の比率を見ると、第3次産業の従業者が84.7%を占め、男性の65.8%を大きく上回る割合となっています。

産業別では、「医療、福祉」（32.2%）が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」（16.6%）、「宿泊業、飲食サービス業」（14.9%）の順になっています。

また、役員総数のうち女性役員が占める割合は29.2%で、千葉県（21.3%）及び全国（24.4%）を上回っています。

■産業分類別の就業者比率（平成27年）



※ 集計は小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、産業別比率の合計は100%にならない場合がある。

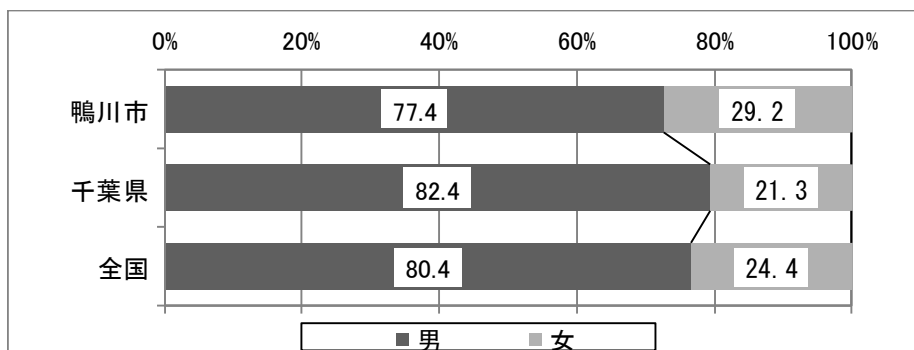
〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

■産業別の女性就業者数 — 上位5位 —（平成27年）

順位	職業	女性就業者数	全女性就業者に占める比率
1位	医療、福祉	2,554人	32.2%
2位	卸売業、小売業	1,317人	16.6%
3位	宿泊業、飲食サービス業	1,181人	14.9%
4位	農業	490人	6.2%
5位	教育、学習支援業	463人	5.8%

〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

■就業者のうちの役員の男女構成比（平成27年）



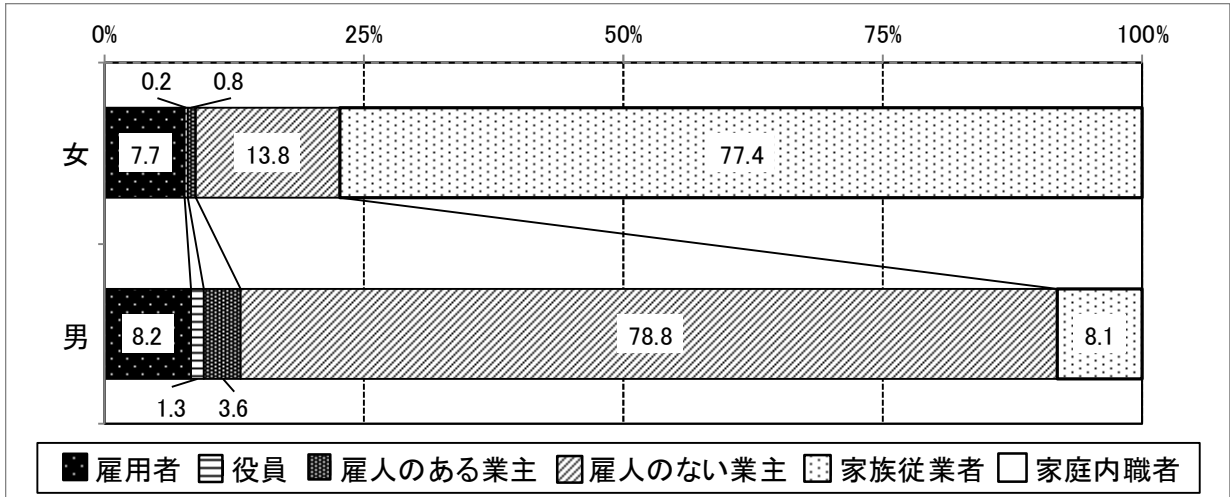
〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

第1章 計画の策定にあたって

平成27年の国勢調査では、女性の農林漁業従業者のうち家族従業者*の地位が77.4%と大多数を占めており、業務の重要な担い手であることがわかります。しかし、男性に比べ「役員」、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」の割合が低いことから、経営権を持つ女性が少なく、労働に見合う評価や収入を得られていない傾向にあることがうかがえます。

このようなことから、認定農業者*の範囲拡大を図るとともに、家族経営協定*の締結を推奨するなど、女性の経営参画の促進が必要となっています。

■女性の農林漁業作業者の従業上の地位（平成27年）



※ 集計は小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、従業者比率の合計は100%にならない場合がある。

〔資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）〕

***家族従業者**

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

***認定農業者**

農業経営者のうち、農業者が作成した農業経営改善計画を行政が審査し、認定した農業者のこと。税制や融資の面で特典が与えられる。

***家族経営協定**

家族で農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

(2) 第2次鴨川市男女共同参画計画の実績と検証

前計画の「第2次鴨川市男女共同参画計画」においては、11項目の成果指標を設定し、計画期間終了時に実績を確認することとしています。また、96の具体的事業について、担当課による自己評価を毎年実施し、そのうち主要な23事業については、男女共同参画推進審議会において検証してきました。それぞれの実績は次のとおりです。

① 成果指標について

【趣旨】

「第2次鴨川市男女共同参画計画」に設定された成果指標について、実績値（※1）をとりまとめ、現状値（※2）・目標値（※3）との比較において達成状況を検証しました。

※1 実績値＝計画期間終了後の令和2年度（一部令和元年度）時点の数値

※2 現状値＝計画策定時の平成27年度（一部平成25年度）時点の数値

※3 目標値＝計画策定時の平成27年度に設定した令和2年度時点の目標数値

【結果概要】

- ・成果指標11項目のうち、「実績値」が「現状値」を超えたのは10項目で、達成率は90.9%でした。
- ・成果指標11項目のうち、「実績値」が「目標値」と「現状値」のいずれも超えたのは次の3項目で、達成率は27.3%でした。
 - ⑥学童保育を利用した児童数（実績値358人＞目標値356人＞現状値206人）
 - ⑦病児・病後児保育の年間利用者数（実績値820人＞目標値194人＞現状値0人）
 - ⑪市の管理職（係長以上）に占める女性職員の割合
（実績値32.1%＞目標値25.0%＞現状値19.4%）
- ・成果指標11項目のうち、「実績値」が「現状値」と「目標値」のいずれにも達しなかったのは、次の1項目でした。
 - ⑨審議会等の女性委員の割合（実績値21.9%＜現状値25.2%＜目標値30.0%）

【成果指標実績一覧表】

項目	現状値	目標値 (令和2年度)	実績値	現状値からの増減
①「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	18.2% (平成27年度)	25.0%	19.2% (令和2年度)	1.0%
②「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	30.9% (平成27年度)	20.0%	23.9% (令和2年度)	△ 7.0%

項目	現状値	目標値 (令和2年度)	実績値	現状値からの増減
③「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	40.8% (平成27年度)	50.0%	46.0% (令和2年度)	5.2%
④保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	19.1% (平成25年度)	50.0%	26.4% (令和元年度)	7.3%
⑤子育て支援施策の促進に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	16.3% (平成25年度)	30.0%	25.4% (令和元年度)	9.1%
⑥学童保育を利用した児童数	206人 (平成27年度)	356人	358人 (令和2年度)	152人
⑦病児・病後児保育の年間利用者数(延べ数)	0人 (平成27年度)	194人	820人 (令和2年度)	820人
⑧DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	52.1% (平成27年度)	40.0%	49.2% (令和2年度)	△ 2.9%
⑨審議会等の女性委員の割合	25.2% (平成27年4月1日現在)	30.0%	21.9% (令和2年4月1日現在)	△ 3.3%
⑩市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	6.3% (平成27年4月1日現在)	10.0%	7.1% (令和2年4月1日現在)	0.8%
⑪市の管理職(係長以上)に占める女性職員の割合	19.4% (平成27年4月1日現在)	25.0%	32.1% (令和2年4月1日現在)	12.7%

② 具体的事業について

【趣旨】

「第2次鴨川市男女共同参画計画」に位置づけられた96の事業内容について、担当課の自己評価を基に実績をとりまとめたものです。

※担当課が2課にまたがることなどから、実際の評価対象は101事業となります。

【評価方法】

担当課において次の視点から事業別個票による評価を実施しました。

- ：一定の成果や数値的な実績が見られるなど、その取組が堅調に推移していると認められるもの
- △：具体的事業への着手は認められるものの、より一層の取組や事業伸展が求められるもの
- ×：具体的事業に着手しているとは言い難いもの

【評価概要】

(A) 年度別評価結果

- ・5年間平均を見ると、全101事業のうち「○＝一定の成果や数値的な実績が見られる」との評価は82.8事業、「△＝より一層の取組や事業伸展が求められる」との評価は18事業、「×＝具体的事業に着手しているとは言い難い」との評価は0.2事業で、割合はそれぞれ82.0%、17.8%、0.2%という結果でした。
- ・○評価が最多となったのは平成29年度の85事業で、割合は84.2%でした。
- ・○評価が最少となったのは令和2年度の79事業で、割合は78.2%でした。新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模店舗での男女共同参画・DV防止の啓発イベント、男性の食生活改善事業、農業体験セミナーなどが縮小されたことが大きな要因です。
- ・×評価は令和2年度の1件で、児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策活動が、コロナ禍により休止となったことによるものです。

【年度別評価結果一覧】

年度	評価（全101事業）		
	○	△	×
平成28年度	84事業	17事業	0事業
	83.2%	16.8%	0%
平成29年度	85事業	16事業	0事業
	84.2%	15.8%	0%
平成30年度	84事業	17事業	0事業
	83.2%	16.8%	0%
令和元年度	82事業	19事業	0事業
	81.2%	18.8%	0%
令和2年度	79事業	21事業	1事業
	78.2%	20.8%	1.0%
5年間平均	82.8事業	18事業	0.2事業
	82.0%	17.8%	0.2%

(B) 施策別評価結果

- ・「基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現」について、5年間を通じて46事業中40事業以上が○評価で、割合も87.0%以上となっています。
- ・「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進」について、5年間を通じて32事業中24事業以上が○評価でした。一方、令和2年度はコロナ禍の影響により、意識啓発や男性の食生活改善事業が縮小となったことから、○評価の割合は75.0%になりました。
- ・「基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり」について、5年間を通じて23事業中15事業が○評価で、割合は65.2%にとどまっています。これは、障害者の自立支援が当初の計画値に満たなかったことや、高齢者対象のいきいき学級の参加者減少、各種健康診断等の参加者減少、総合型スポーツクラブの会員減少などによるものです。

【施策別評価結果一覧】

基本目標	年度（○評価）				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現 (46事業中)	42事業	42事業	43事業	41事業	40事業
	91.3%	91.3%	93.5%	89.1%	87.0%
Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進 (32事業中)	27事業	28事業	26事業	26事業	24事業
	84.4%	87.5%	81.3%	81.3%	75.0%
Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり (23事業中)	15事業	15事業	15事業	15事業	15事業
	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%

③ 主要23事業について

【評価概要】

- ・「基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現」の13事業については、5年間を通じ概ね12事業が○評価となりました。一方、令和2年度については、コロナ禍のため啓発活動を縮小したことにより、「1 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発」が△評価となりました。
- ・「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進」の10事業については、5年間を通じ概ね7事業が○評価となりました。一方、「44 審議会等における女性委員の登用の促進」について、目標30%に達していないことから全年度を通じて△評価となりました。また、「62 ファミリー・サポートセンターの利用促進」についても、提供会員の登録人数が少なく、依頼会員とのマッチングに至っていないことから全年度を通じて△評価となりました。

【主要 23 事業評価結果一覧】

基本目標・主要事業		H28	H29	H30	R1	R2	担当課
基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現 (13 事業)							
1	固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	○	○	○	○	△	経営企画課
2	男女共同参画に関する情報の収集と提供	○	○	○	○	○	経営企画課
3	男女共同参画に関するセミナー等の開催	○	○	○	○	○	経営企画課
4	男女平等の視点に立った教育・学習の推進 (学校教育活動全般での配慮)	○	○	○	○	○	学校教育課
5	男女平等の視点に立った教育・学習の推進 (教材等の選定に男女共同参画の視点を加味)	○	○	○	○	○	学校教育課
15	図書館における男女共同参画に関する図書の充実 (関連図書の整備)	○	○	○	○	○	生涯学習課 (図書館)
16	図書館における男女共同参画に関する図書の充実 (展示の仕方等の工夫)	○	○	○	○	○	生涯学習課 (図書館)
22	DV被害者を支援する体制の充実 (相談支援の実施と充実)	○	○	○	○	○	健康推進課
23	DV被害者を支援する体制の充実 (広報誌やホームページでの周知)	○	○	○	○	○	健康推進課
36	人権相談の充実(特設人権相談の開設)	○	○	○	○	○	経営企画課
37	人権相談の充実(千葉地方法務局との連携)	○	○	○	○	○	経営企画課
38	人権相談の充実(広報誌やホームページでの周知)	○	○	○	○	○	経営企画課
40	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	△	△	△	△	○	経営企画課
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進 (10 事業)							
44	審議会等における女性委員の登用の促進	△	△	△	△	△	総務課 各所属
51	事業所等に対する広報・啓発	○	○	○	○	○	商工観光課
52	男性の食生活改善事業	○	○	○	○	△	健康推進課
53	パパママ学級の開催	○	○	△	△	△	健康推進課
54	育児、介護等に関する講座等への男性の参加促進	△	○	○	○	○	健康推進課
55	幼保一元化の推進	○	○	○	○	○	子ども支援課
57	学童保育の充実	○	○	○	○	○	子ども支援課
62	ファミリー・サポートセンターの利用促進	△	△	△	△	△	子ども支援課
68	女性の再就職の促進	○	○	○	○	○	商工観光課
71	家族経営協定の締結の促進	○	○	○	○	○	農林水産課

(3) 市民意識調査

〔資料：鴨川市 男女共同参画に関する市民意識調査集計等結果報告書（令和2年度）〕

※ 調査の集計は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しており、回答比率の合計は100%にならない場合があります。

① 男女の平等意識について

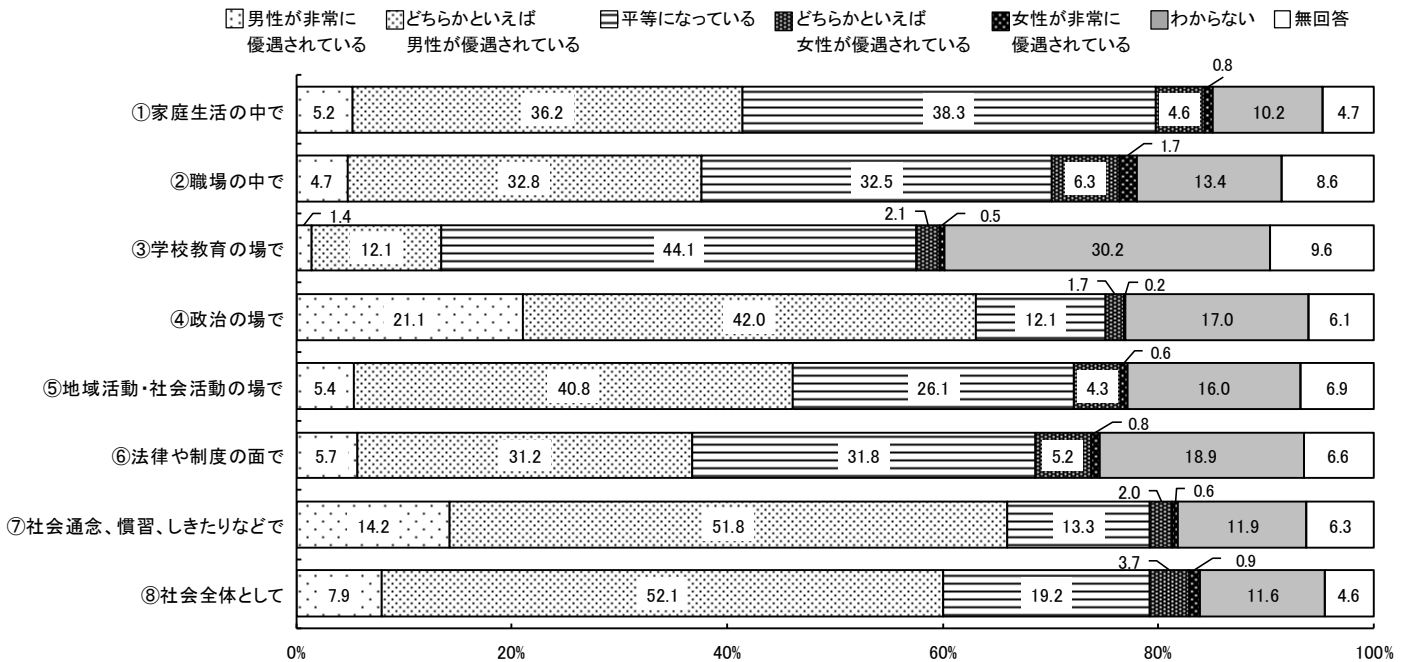
「男女の平等感」について「⑧社会全体として」の分野で見ると、「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計が60%を占めており、「どちらかといえば女性が優遇されている」、「女性が非常に優遇されている」の合計4.6%と比べ大きな開きがあります。

分野別で見ると、特に「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせ「男性が優遇されている」との回答が過半数を占める項目は、「④政治の場で」、「⑦社会通念、慣習、しきたりなどで」、「⑧社会全体として」の3分野となっています。

「平等になっている」との回答は、「③学校教育の場で」（44.1%）が最も多く、次いで「①家庭生活の中で」（38.3%）と続いています。

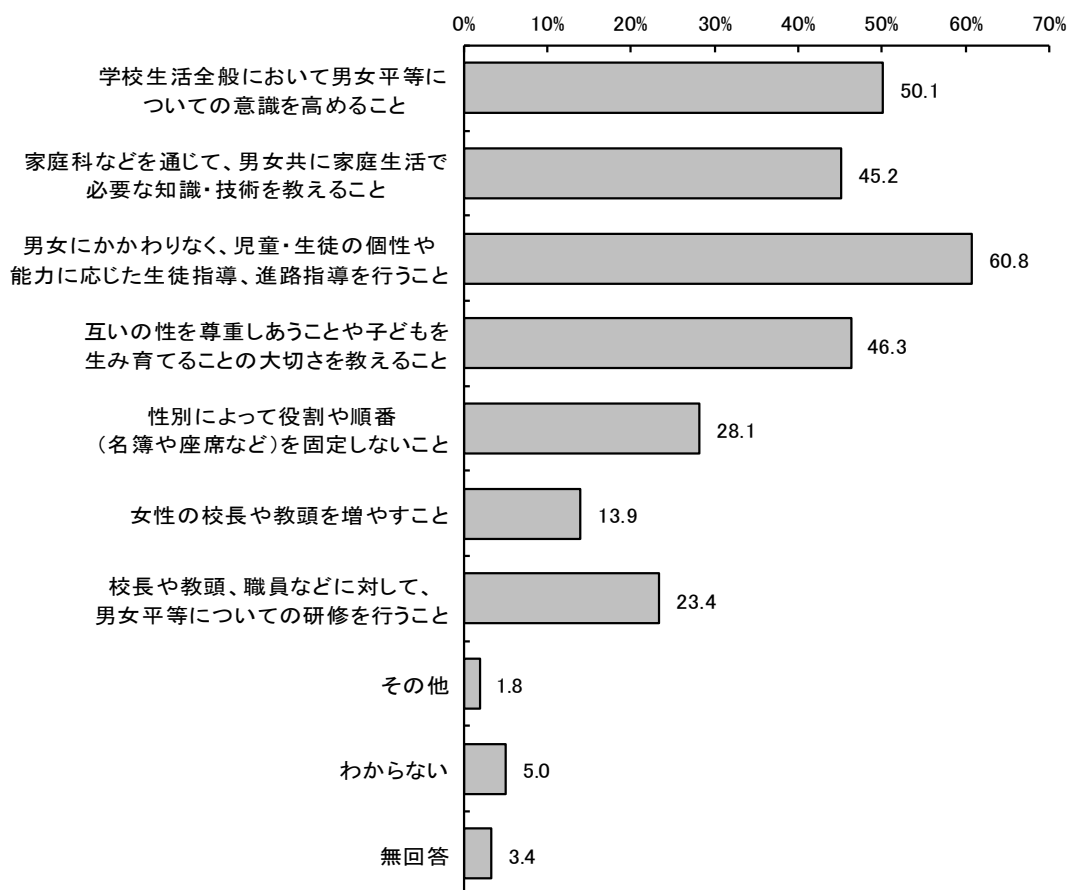
性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画について市民一人ひとりが正しく理解するとともに、様々な場面において性による人権侵害を許さない社会環境づくりを進めることが大切であり、そのためには、男女の不平等感をなくしていくことが必要となります。

■ 男女の平等意識について



学校教育の場で男女平等意識を深めるために大切なことへの回答として、「男女にかかわらずなく、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと」(60.8%)が最も多くなっています。また、「学校生活全般において男女平等についての意識を高めること」(50.1%)、「互いの性を尊重しあうことや子どもを生き育てることの大切さを教えること」(46.3%)、「家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること」(45.2%)が半数近くを占めています。

■学校教育や家庭・地域社会の場における男女平等意識の啓発について



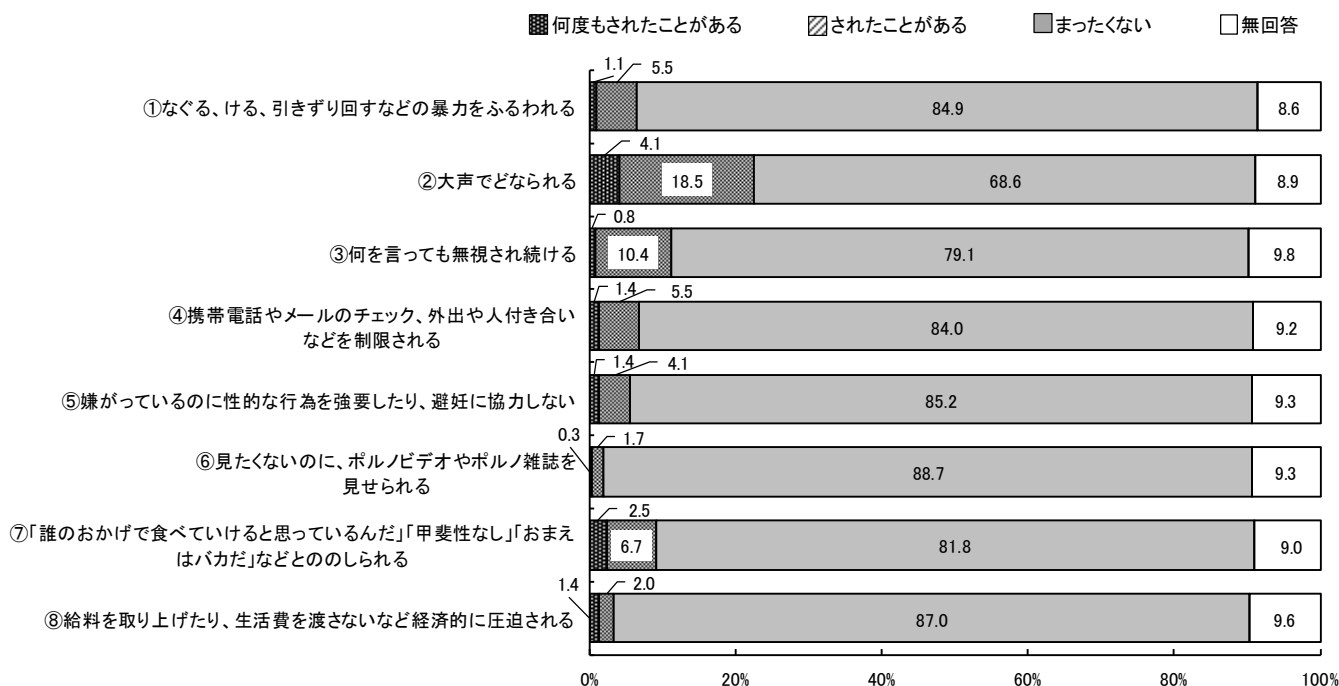
② 配偶者等からの暴力行為について

配偶者や恋人などパートナーからの暴力（DV、デートDV*）をみると、全ての項目において「まったくない」との回答が過半数を超えているものの、「何度もされたことがある」と「されたことがある」との回答からDV経験のある人が顕在し、その内容で最も多い項目は「②大声でどなられる」（22.6%）で、次に「③何を言っても無視され続ける」（11.2%）となっています。

他に「⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などとののしられる」（9.2%）、「④携帯電話やメールのチェック、外出や人付き合いなどを制限される」（6.9%）などが続いています。

DVは重大な人権侵害であり、このような暴力の根絶に引き続き取り組むことが必要です。

■配偶者等からの暴力行為の有無について



*デートDV

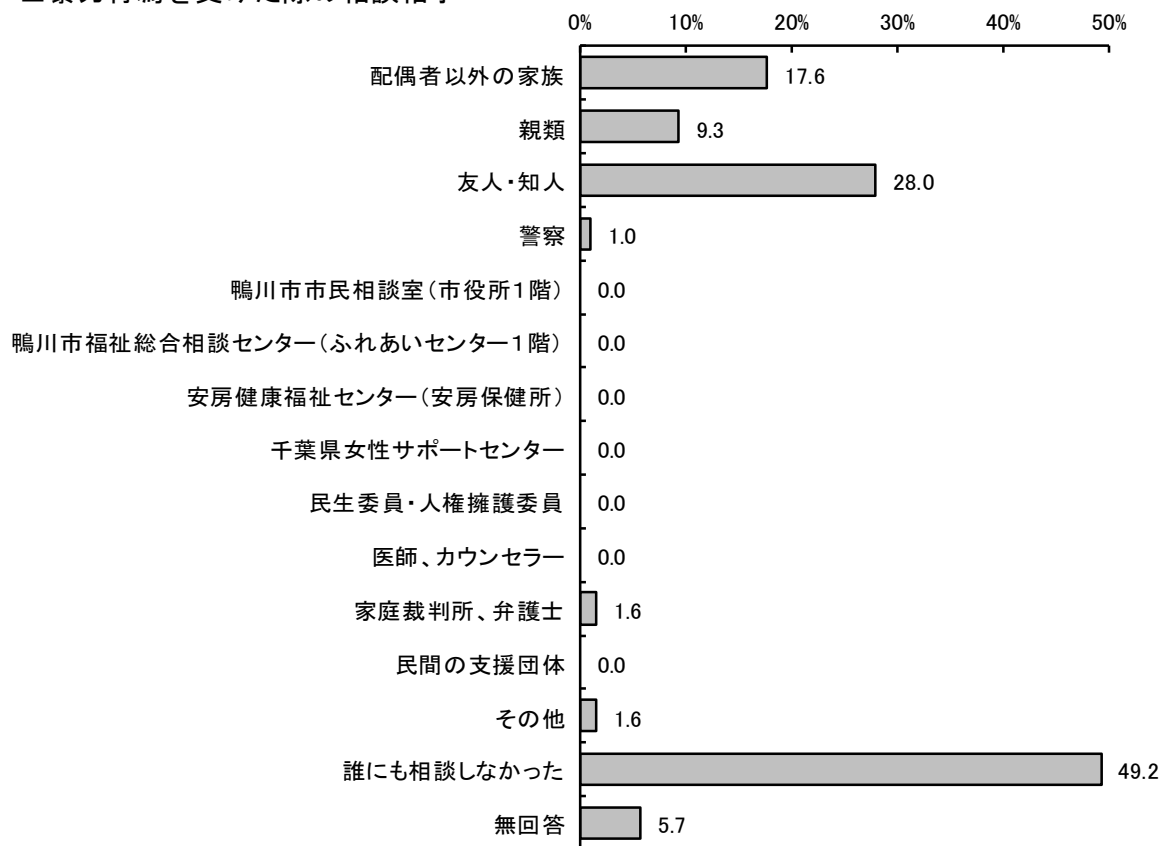
夫婦間での暴力行為（DV）と同じように、婚姻関係にない若い世代の恋人同士や交際相手からの暴力行為が低年齢化し、深刻な問題となっているため、夫婦間、家庭内暴力と区別する言葉として「デートDV」が使用されている。

配偶者や恋人などパートナーからの暴力を受けたことがある人のうち、「誰にも相談しなかった」(49.2%)は半数近くを占めています。

相談した人の相談相手としては、「友人・知人」(28.0%)、「配偶者以外の家族」(17.6%)、「親類」(9.3%)が上位のほとんどを占めており、「警察」や専門機関等への相談は少ない状況となっています。

DV等による被害者の相談・支援体制の充実を図るとともに、相談窓口等の周知や相談しやすい社会環境づくり、意識啓発が必要となっています。

■暴力行為を受けた際の相談相手

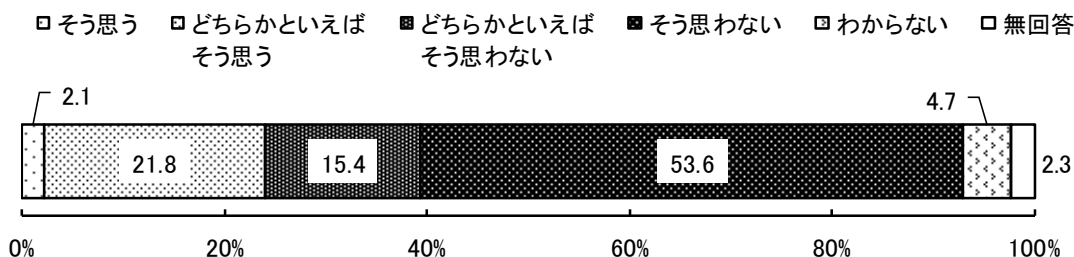


③ 性別による役割分担の意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(53.6%)、「どちらかといえばそう思わない」(15.4%)との否定回答が7割近くを占めています。

一方、「そう思う」(2.1%)及び「どちらかといえばそう思う」(21.8%)を合わせた肯定回答は23.9%となっています。

■性別役割分担意識



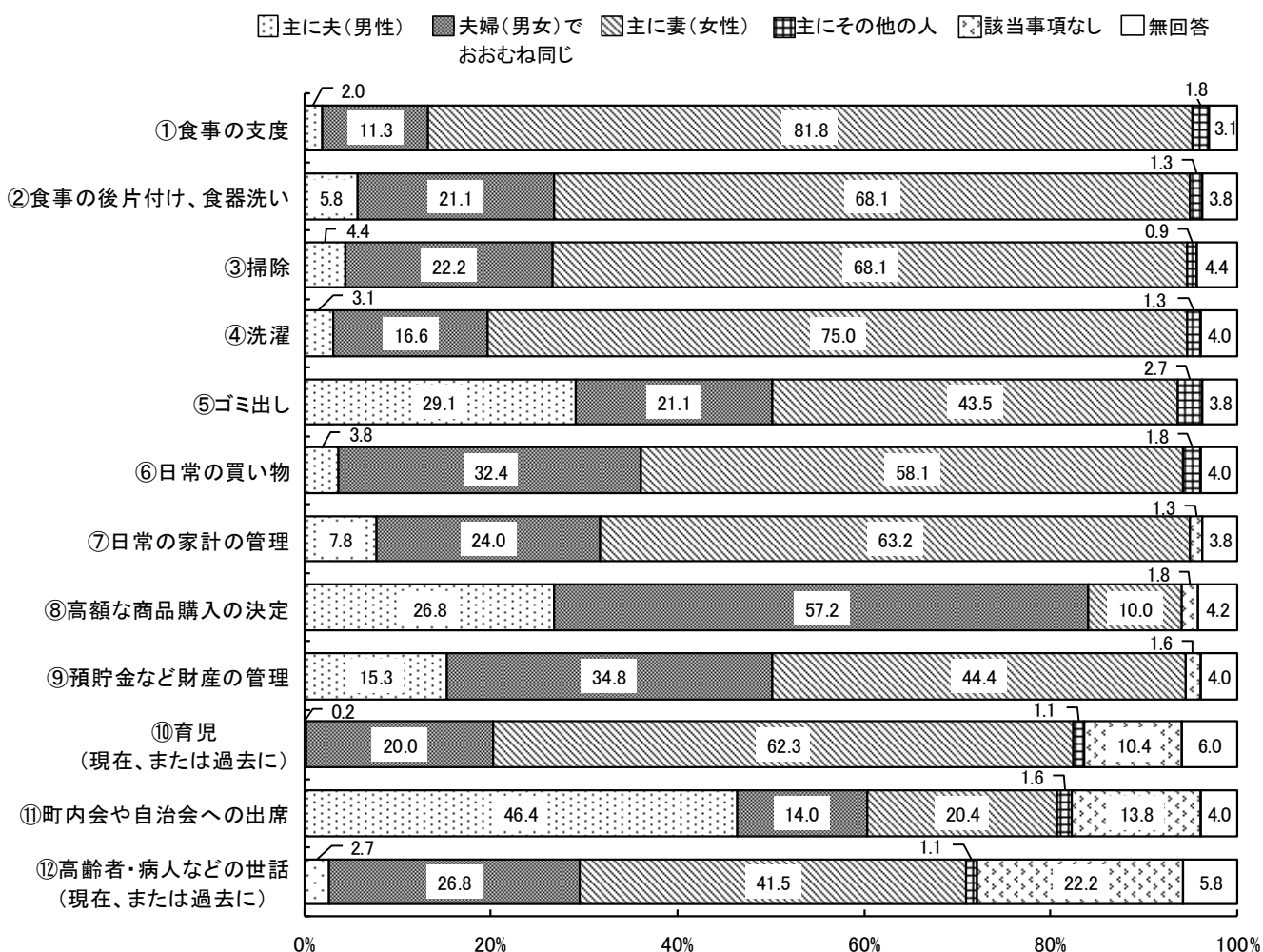
第1章 計画の策定にあたって

家庭での役割意識について、家事や育児、介護は夫婦（男女）のどちらが実際に分担しているかとの問いに対し、「主に夫（男性）」との回答が多いのは、「⑩町内会や自治会への出席」（46.4%）です。その他の項目では総じて「主に妻（女性）」との回答が多くなっています。

このような結果から、仕事と家庭を両立させるための負担については、主に女性が抱えている状況がうかがえます。

特に「①食事の支度」については、8割以上が妻（女性）の役割となっており5年前の調査時から変化がなく、平成29年度から国や県などが進めている、男性の料理参加を促進する取組の成果が、数字に反映されていない状況です。

■家庭における役割意識

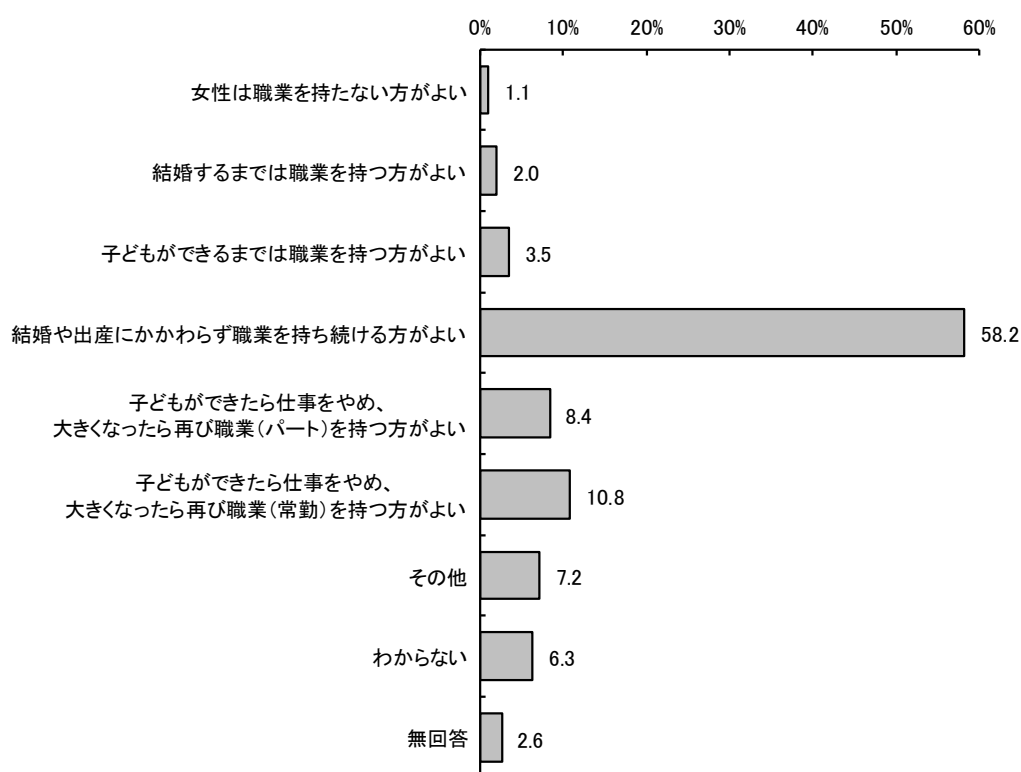


女性が職業を持つことについて、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」(58.2%) が最も多く半数以上を占めています。

次いで、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい」(10.8%) 及び「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい」(8.4%) との回答から、妊娠・出産を機に仕事をやめても、いずれは再び就労することについて肯定的な考え方の人が多いことがわかります。

このような状況から、雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保を促進するとともに、女性の継続的な就業を支援するための取組が必要と考えられます。

■女性が職業を持つことについての考え方

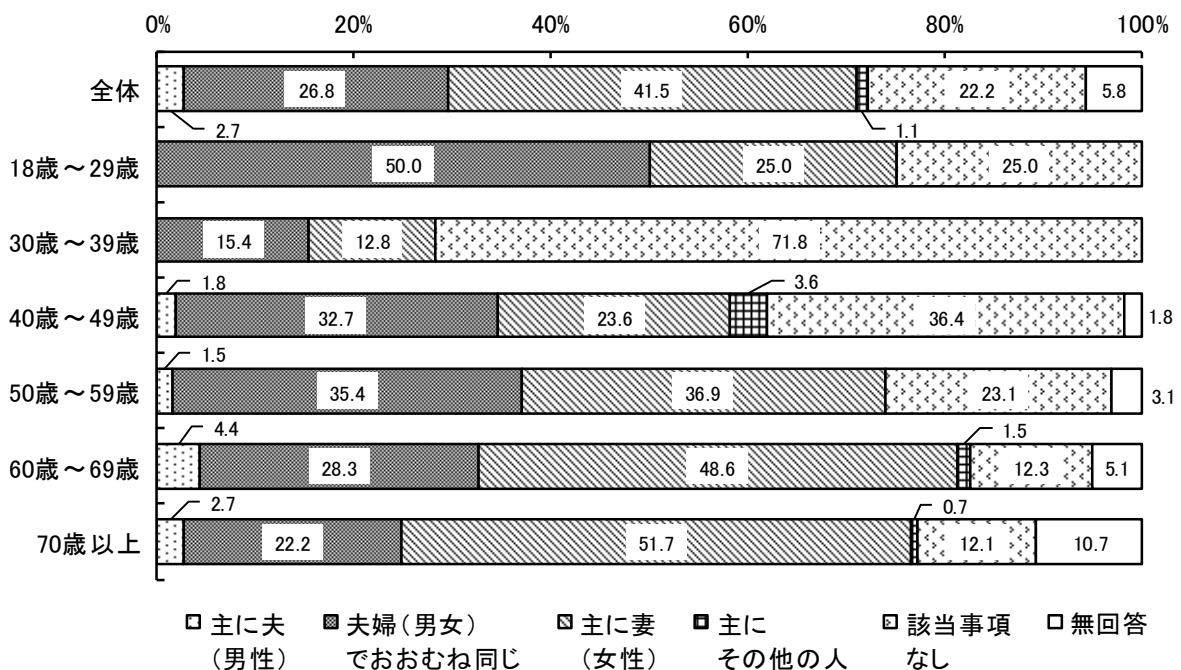


第1章 計画の策定にあたって

介護の負担をみると、「主に夫（男性）」、「夫婦（男女）でおおむね同じ」の割合が、前回調査（平成27年度）から増えているものの、「主に妻（女性）」の割合が高い年齢層も引き続き見られ、女性の介護負担があまり軽減されていないことがうかがえます。

このような課題を踏まえ、女性だけに介護などの負担が集中することがないように、介護保険制度のより一層の充実を図るため円滑な運営やサービス提供に努め、高齢者が地域で安心していきいきと生活できる環境づくりが必要です。また、障害のある方等についても、生活などに不安を抱えること無く、各個人の能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な福祉サービスによる給付とその他の支援を提供していく必要があります。

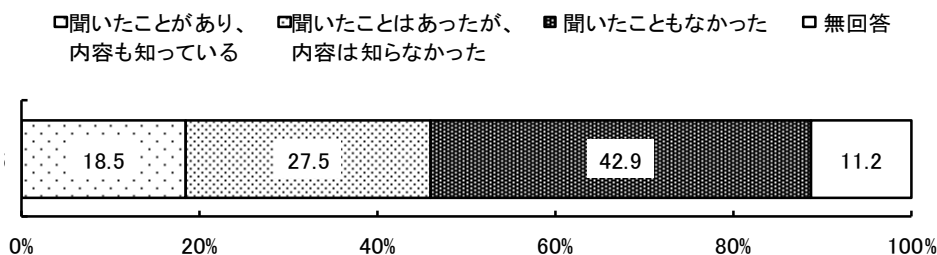
■高齢者・病人などの世話について



ワーク・ライフ・バランスについて、「聞いたこともなかった」（42.9%）との回答が最も多く、「聞いたことはあったが、内容は知らなかった」（27.5%）、「聞いたことがあり、内容も知っている」（18.5%）と合わせ、「聞いたことがある」人は46.0%となり、前回調査（平成27年度）の40.8%から認知度が増加しています。

男女が共に支え合い、職場や地域、家庭などあらゆる場面において責任と喜びを分かち合う社会を実現するには、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発をはじめ、男性の家庭生活への参画を促進する取組が必要となります。

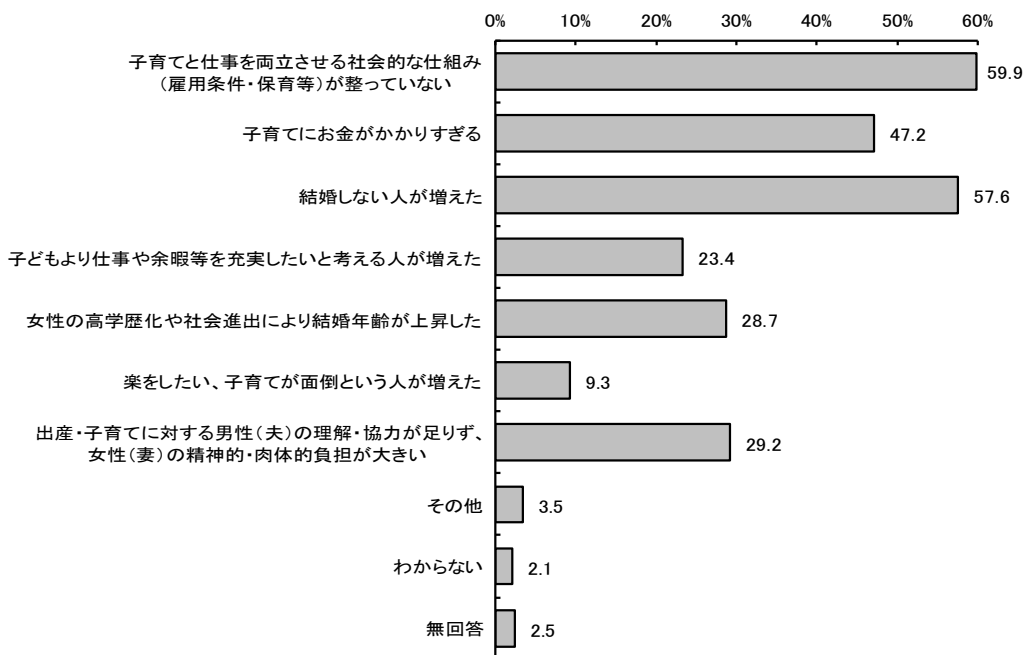
■ワーク・ライフ・バランスの認知状況



④ 出生率低下の原因

出生率が低下している原因として何が考えられるかとの問いに対し、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」（59.9%）が最も多く、次いで「結婚しない人が増えた」（57.6%）、「子育てにお金がかかりすぎる」（47.2%）と続きます。また、「出産・子育てに対する男性（夫）の理解・協力が足りず、女性（妻）の精神的・肉体的負担が大きい」（29.2%）が、前回調査（平成27年度）の24.6%より多くなっており、男性（夫）の育児参加が進んでいない実態がうかがえます。

■出生率低下の原因について

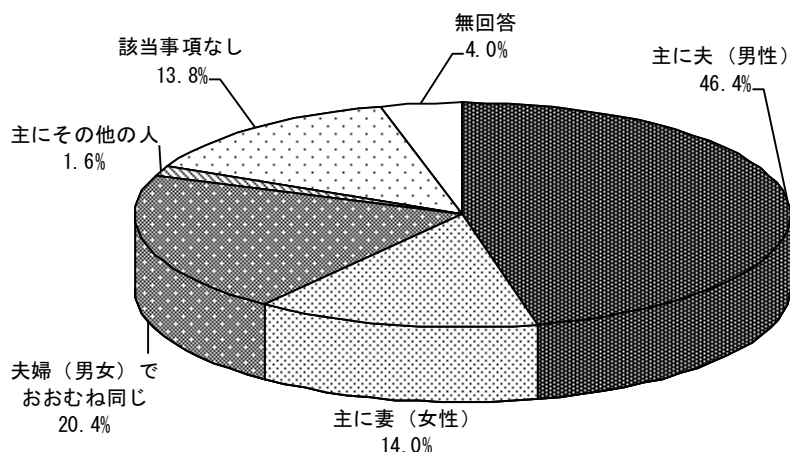


⑤ 町内会や自治会への出席

町内会や自治会への出席では、最も多く占める回答が「主に夫（男性）」（46.4%）となっている一方、「主に妻（女性）」は14.0%にとどまり、前回調査（平成27年度）の22.6%から減少している状況です。

女性の視点やニーズを地域づくりにより反映していけるよう、地域社会への女性の参画を可能とする更なる環境整備が必要です。

■町内会や自治会への主な出席者について

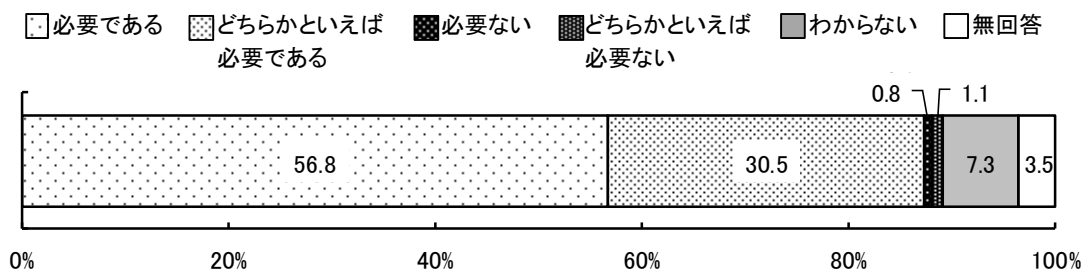


⑥ 防災・災害対策において女性に配慮した対応の必要性

防災・災害対策における女性の視点に配慮した対応の必要性について、「必要である」(56.8%)との回答が最も多く、次いで「どちらかといえば必要である」(30.5%)となりました。特に「必要である」の割合は、前回調査(平成27年度)の46.3%から10.5ポイント増加しており、令和元年房総半島台風の教訓や頻発する豪雨災害の影響が数値に反映されたものと考えられます。

防災及び災害対策において男女双方の視点を活かし、性差等に配慮したきめ細かな取組を推進することが必要です。

■防災における女性に配慮した対応の必要性について



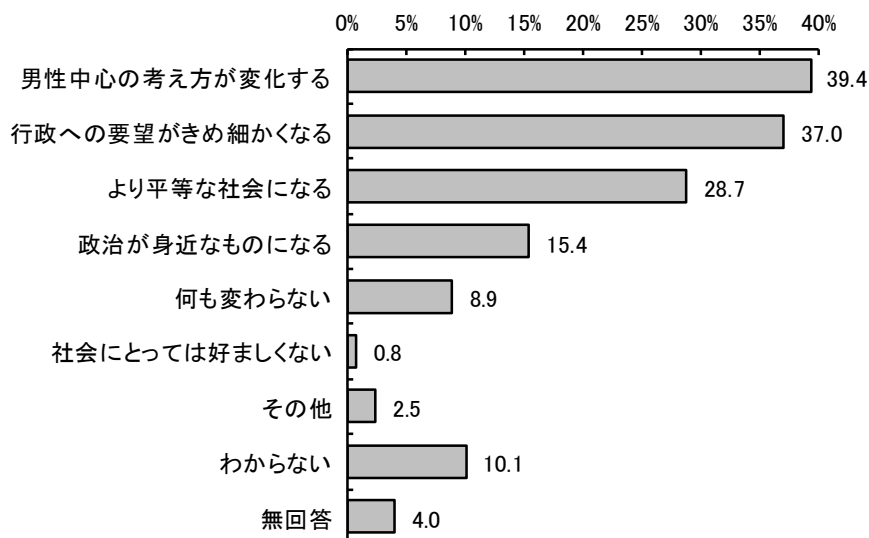
⑦ 政策決定過程における女性参画の社会的影響

政策方針を決定する過程への女性の参画が増えた場合、社会への影響はどうかとの問いに対し、「男性中心の考え方が変化する」(39.4%)との回答が最も多く、次いで「行政への要望がきめ細くなる」(37.0%)、「より平等な社会になる」(28.7%)となり、上位3位を占めています。

このような現状とともに、行政は男女共同参画の先行事例として民間事業所への模範を示すことが望まれ、職場環境づくりへの配慮が必要です。

また、政策決定過程への参画促進として、各審議会等への女性委員や、市管理職への女性職員の登用を進めるとともに、実現可能とする人材の発掘・育成に努めることが必要です。このような課題を踏まえ、市民や職員一人ひとりの多様な意見が反映される行政運営を推進していくことが求められています。

■政策決定過程における女性参画の社会的影響について

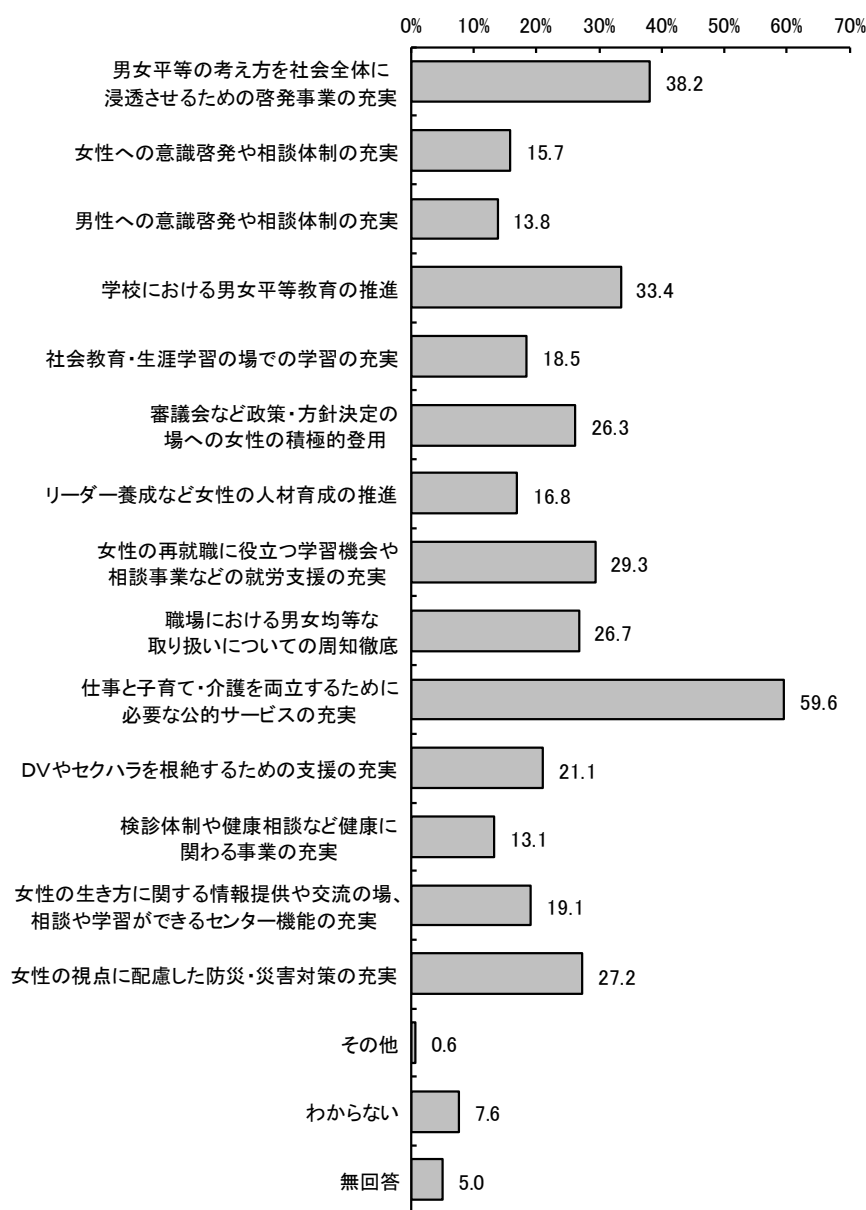


⑧ 男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと

男女共同参画社会を実現していくために、今後、本市において取り組むべきことは何かとの問いに対し、「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」(59.6%)との回答が最も多く、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」(38.2%)と続きます。

特に、「学校における男女平等教育の推進」(33.4%)と「女性の視点に配慮した防災・災害対策の充実」(27.2%)については、前回調査(平成27年度)から増加しており、今後は、男女共同参画を意識した教育・防災施策に取り組む必要があります。

■男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと



4 計画策定の焦点（重要項目）

本市を取り巻く社会情勢や統計情報、市民意識調査、前回計画の実績などから導かれる課題を踏まえて、本計画の策定にあたっては以下の3点を重視し、計画全体にわたる横断的視点として位置づけ、本計画の施策を充実させるものとします。

（1）個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現

市民意識調査によると、社会全体として平等になっていると感じている人は5分の1以下にとどまり、男性が優遇されていると感じている人が半数を超えています。

また、分野別で見た場合、「社会通念、慣習、しきたり」については平等との回答が1割強である一方、男性優遇は6割を超えており、このような市民の意識の傾向が、女性の社会参画を妨げるひとつの要因となっている様子がうかがえます。

男女共同参画社会の実現のためには、人権の尊重は不可欠であり、基本的かつ重要なことです。本市の状況を踏まえ、「個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● DVや虐待等あらゆる暴力を許さない環境づくり

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、それがどのような形であっても、どのような理由があるにしても、誰に対しても決して許されるべきものではありません。

DVや虐待等は深刻な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因のひとつです。あらゆる暴力を許さない環境づくりのため、市民一人ひとりの正しい理解を深める取組を推進します。

（2）男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、6割が「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」をあげています。

本市における女性の労働力率は国・県を大きく上回り、多くの女性が社会で重要な役割を担い活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性が増している様子がうかがえます。

地域経済の持続的な発展という観点から見ても、少子高齢化とそれに伴う人口減少の更なる進行が見込まれる中にある以上、これまで以上に、男女が共に、その個性や能力を存分に発揮できる環境を整備していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、「男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取組

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な働き方を選択・実現できる社会です。

子育て・介護等の法整備は図られたものの、実態は多くの場合、依然としてあまり変わらないというのが現状です。そのため、「ワーク・ライフ・バランス」の観点から、男女の働き方、家庭・地域との関わり方、特に“男性にとっての男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意味・意義”を再確認し、男女が仕事と生活を両立できる環境整備と意識啓発に努めます。

(3) あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」、「学校における男女平等教育の推進」が3割以上と上位を占めています。

幼少期から他者を思いやる心を育み、その後も成長段階にあわせて男女共同参画に関する様々な体験や学習の機会を提供し、地域社会の一員として、市民一人ひとりが正しく理解することが、男女共同参画社会を実現していく上で不可欠であるため、「あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 男女平等意識の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような多様な生き方を選択・実現できるよう、男女平等の意識づくりを進める必要があります。時代とともに男女の固定的な役割分担意識はしだいに改善されつつありますが、長い時間の中で形づくられてきたものであり、即座に払拭することは難しく、さらに意識啓発に努めていく必要があります。

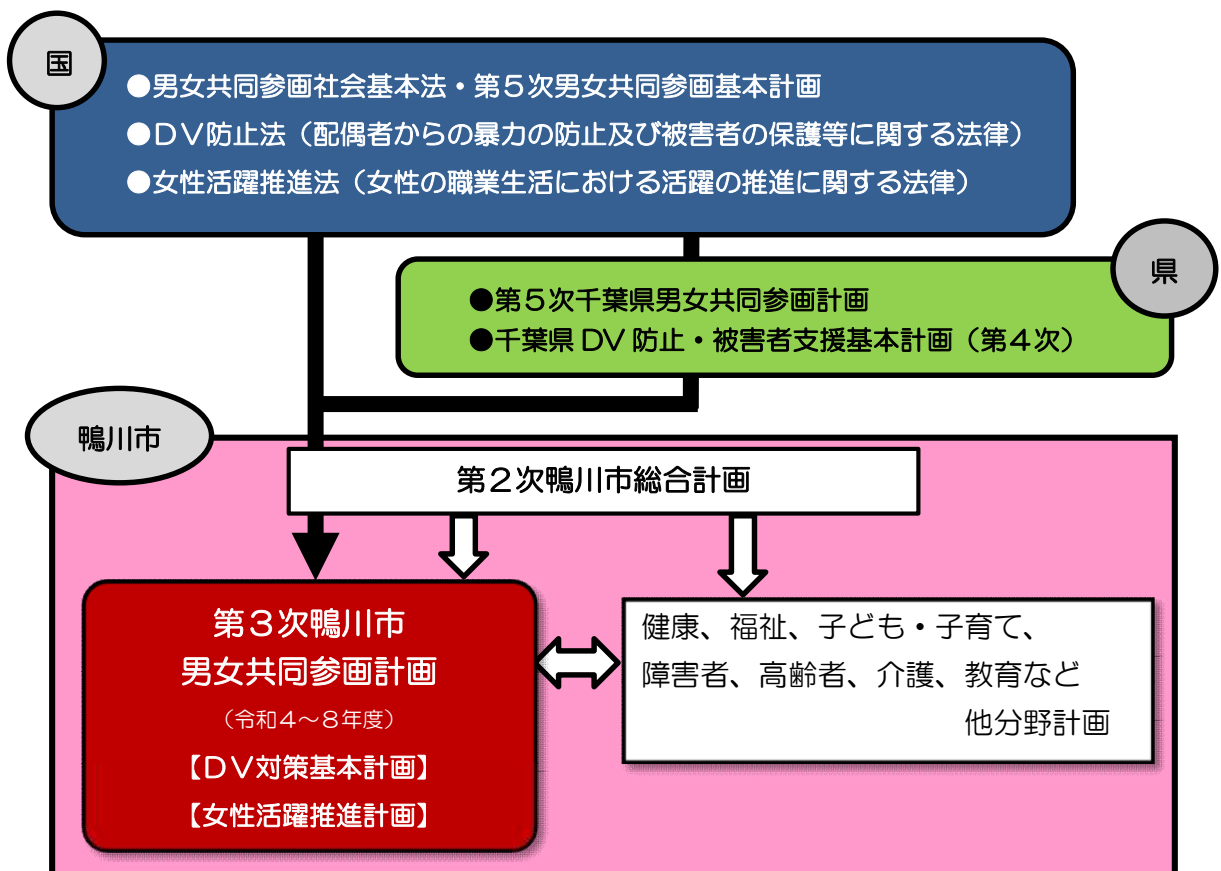
特に、「男らしさ」「女らしさ」の「ジェンダー問題」については、“あらゆる分野における社会的性別（＝ジェンダー）の存在に気づく視点”が大切になります。「人権を尊重した男女平等意識」の一層の浸透を図り、男女共同参画社会基本法で求められている、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指すことが必要です。もちろん、女性の経済活動への参画や男性の家庭生活等への参画だけを求めるものではありません。子育てに専念したい女性や、仕事にやりがいを持つ男性、仕事と家庭の両方をバランスよく過ごしたい人など、誰もがその人らしく暮らすことができる社会づくりに向け、取り組みます。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- ◇本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次千葉県男女共同参画計画」を踏まえた計画とします。
- ◇本計画は、本市の最上位計画である「第2次鴨川市総合計画」の部門別計画であり、他部門計画との整合・連携を図るものとします。
- ◇本計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市の「DV対策基本計画」としても位置づけます。
- ◇本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく本市の「女性活躍推進計画」としても位置づけます。
- ◇本計画は、国際社会共通の目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げる「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を目指し、取り組むこととします。

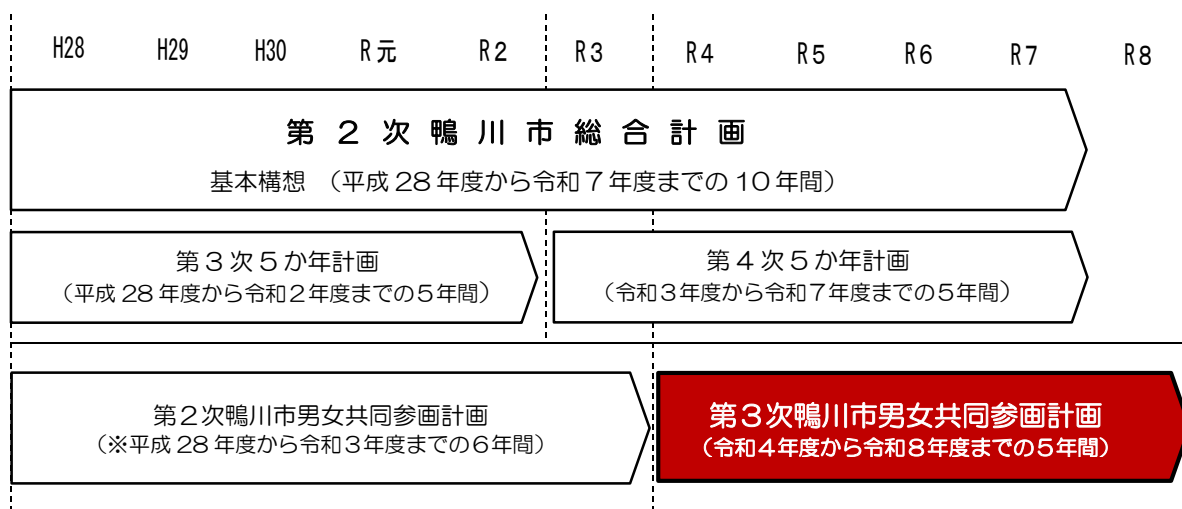
【計画の位置付けイメージ図】



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間のイメージ図】



※第2次鴨川市男女共同参画計画の計画期間は、当初、平成28年度から令和2年度までの5年間でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により第3次計画の策定を令和3年度に延期したことから、第2次計画の期間を1年間延長することとしたものです。

6 計画の策定方法と推進体制

(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映

- ◇本計画の策定に際しては、平成28(2016)年3月策定の『第2次鴨川市男女共同参画計画』を基本的に踏襲しつつ、社会情勢を考慮し、「鴨川市男女共同参画推進審議会」における委員からの意見・要望を市民意向・ニーズとして捉え、可能な限り計画に反映させます。
- ◇「男女共同参画に関する市民意識調査」(令和2〔2020〕年度実施)等の結果から抽出された課題や意見・要望を、可能な限り計画内容に反映させるよう努めます。
- ◇「パブリック・コメント」手続を実施し、広く市民から意見を募り、その結果を踏まえて策定するよう努めます。

(2) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進することが必要となります。

また、行政のみではなく、市内の事業所等や関係機関、そして市民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、本市男女共同参画推進審議会の意見を伺い、市民及び事業者等の理解と協力を仰ぎながら、基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

① 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的に果たす役割が大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制により推進することで本計画の実現へ着実に向かっていきます。

② 市民との連携

男女共同参画社会づくりは、市民が家庭や地域・職場などにおいて自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。市民が行動しやすい環境を整えるため、関連する情報等のわかりやすい広報に努め、啓発活動を行います。

③ 事業所等との連携

市内の事業所、団体、機関などが、男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

④ 国・県、近隣の自治体等関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、国・県や近隣自治体等との連携と情報共有に努めます。

(3) 計画の推進に求められる各々の役割

市民一人ひとりが、自分自身の行動に責任を持ち、自立して自己実現を図っていきけるよう、それぞれの立場で男女共同参画を身近なものとして理解し、意識づくりを進めることが重要です。

各立場（視点）から重要、かつ積極的にできることを整理し、周囲への効果的な啓発活動につなげられるよう努めます。

各立場 (視点)	役 割
市	男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。 市職員一人ひとりが、男女共同参画の意味を理解し、意識の向上を図ります。
市民	一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画に関する理解を深め、その推進に努めます。 生活の中に、男女共同参画の視点を持って行動します。
教育関係者	男女平等の意識づけは、幼少期からの教育が有効かつ必要不可欠と考えられ、本市における教育関係者は、男女平等に配慮した教育課程や日頃の生活指導など、男女共同参画社会の実現を担う人材の育成に努めます。
企業・事業者	男女共同参画の推進に積極的に努め、市が実施する施策に協力します。

(4) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、個々の事業の進捗状況について、担当課による自己評価を実施するほか、本市男女共同参画推進審議会において主要事業の点検・評価を行います。

成果指標については、計画の改定時期に市民意識調査を実施し、前回調査の結果と比較・検討を行うことで、取組の成果や課題を明らかにしていきます。

(5) 成果指標

本計画における成果指標を、下記のとおり設定します。

項目 (把握方法)	現状値 (時点)	目標値 (めざす方向)
①「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	23.9% (令和2年度)	20.0% (↘)
②「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	19.2% (令和2年度)	25.0% (↗)
③DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	49.2% (令和2年度)	40.0% (↘)
④審議会等の女性委員の割合	21.9% (令和2年4月1日)	30.0% (↗)
⑤市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	7.1% (令和2年4月1日)	10.0% (↗)
⑥市の管理職(係長以上)に占める女性職員の割合	32.1% (令和2年4月1日)	35.0% (↗)
⑦「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	46.0% (令和2年度)	50.0% (↗)
⑧保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	26.4% (令和元年度)	50.0% (↗)
⑨子育て支援施策の促進に満足する市民の割合 (鴨川市まちづくりアンケート)	25.4% (令和元年度)	30.0% (↗)
⑩学童保育を利用した児童数	358人 (令和2年度)	217人 (減少率を抑制)
⑪福祉総合相談センター新規相談受付件数	564件 (令和元年度)	564件 (現状維持)
⑫福祉関連ボランティア登録者数	548人 (令和元年度)	520人 (減少率を抑制)
⑬自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民(40~64歳)の割合(高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査)	82.6% (令和元年度)	85.7% (↗)
⑭自分の健康状態を「とてもよい」「まあよい」と思う市民(一般高齢者)の割合(高齢者保健福祉計画等の策定に関する市民アンケート調査)	76.2% (令和元年度)	78.5% (↗)
⑮防災に関する出前講習等の年間実施回数	10回 (令和元年度)	15回 (↗)

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市の目指す地域社会（基本理念）

本市では、平成22（2010）年3月に策定した「鴨川市男女共同参画計画」及び平成28（2016）年3月に策定した「第2次鴨川市男女共同参画計画」の基本理念「^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に基づき、男女共同参画の基本的な施策・事業を推進してきました。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習には差別や偏見、性別役割分担の固定的な考え方が依然として見受けられ、多様な生き方を阻む課題は、未だ顕在しています。

また、DV被害への対策や生活困窮者の問題、「女性活躍推進法」等に対応するため、これまでの理念に基づいた施策を継続的に進める必要があるほか、自然災害やコロナ禍という新たに課題に対する、男女共同参画の視点からの取組も重要になっています。

本計画では、計画策定の焦点を踏まえ、全ての人々が共に認め合い、支え合い、市民一人ひとりがこれまで以上に安心して活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、前計画の基本理念を継承することとします。

【計画策定の焦点】

- ① 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現
- ② 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備
- ③ あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

基本理念

^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現

2 計画の基本目標と施策の体系（展開）

男女共同参画社会の実現に向けた各種施策は、一貫した取組姿勢により継続的に進められる必要があることから、基本目標及び施策の体系については前計画で定めた3つの目標を継承し、それぞれ関連する施策や具体的な事業を体系づけるものとします。

その際、具体的な事業については前計画に固執することなく、実現済みの事業であれば削除し、新たな課題に対応する新規事業があれば積極的に盛り込むなど、スクラップ・アンド・ビルドの視点から設定するものとします。

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、広報や啓発、教育や学習を推進します。

また、暴力等による人権侵害を許さない環境づくりを進め、市民一人ひとりが互いに思いやり人権を尊重し合う社会、男女が社会のあらゆる場面において対等な地位に立ち、均等に利益を享受できる男女共同参画社会の実現を目指し、基盤づくりを進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

女性と男性の意見が同等に社会へと反映されるように、行政や企業、団体等における政策・方針決定や企画立案の場への女性の参画を図ります。

また、男女が共に家庭や地域社会の一員としての責任を担い、それぞれの場面において能力を発揮するための環境づくりを進めます。

労働の場における機会と待遇の平等を確保するとともに、ライフスタイルやライフステージ*に応じて多様な働き方を選択できるようにするための環境づくりを進めます。

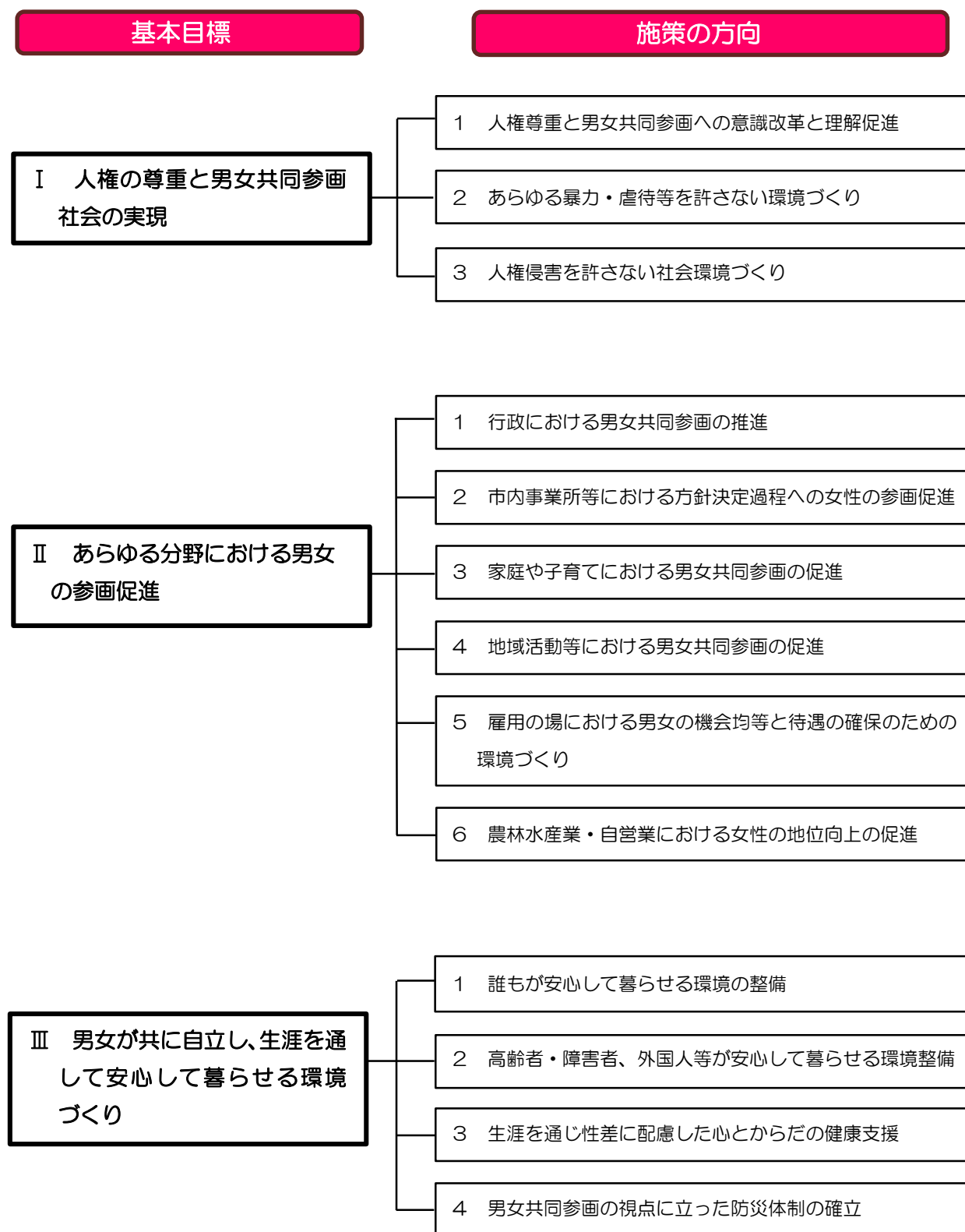
基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

高齢者及び障害者等の自立・社会参画の促進、性差に配慮した健康づくりや防災対策の推進を通して、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

*ライフステージ

人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと。

〈施策の体系〉



〈施策の展開〉

I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向	主要な施策（取組）
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	①固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進 ②男女平等意識の醸成 ③学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進 ④男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実 ⑤国際理解の醸成 ⑥性的少数者への理解促進
2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	①DV等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進 ③児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶
3 人権侵害を許さない社会環境づくり	①人権に関する相談等の充実 ②男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供 ③メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

II あらゆる分野における男女の参画促進 **【女性活躍推進計画】**

施策の方向	主要な施策（取組）
1 行政における男女共同参画の推進	①各審議会等委員への女性の参画促進 ②市役所における男女共同参画の推進
2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	①女性の登用促進に関する働きかけ ②女性の人材の育成
3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	①ワーク・ライフ・バランスの啓発 ②男性の家事・育児・介護への参画促進 ③教育・保育事業の充実 ④地域が一体となった子育て支援体制の充実
4 地域活動等における男女共同参画の促進	①地域活動への支援

<p>5 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保のための環境づくり</p>	<p>①女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進 ②就職希望者に対する情報提供 ③働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知 ④雇用の場の充実</p>
<p>6 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進</p>	<p>①農林水産業における男女の経営参画の促進 ②自営業における男女の経営参画の促進</p>

Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

<p>施策の方向</p>	<p>主要な施策（取組）</p>
<p>1 誰もが安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>①相談支援の充実 ②ひとり親家庭等への支援の充実</p>
<p>2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備</p>	<p>①高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援 ②高齢者・障害者の社会参画の促進 ③在住外国人に対する支援</p>
<p>3 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援</p>	<p>①母子健康の保持と増進 ②性差に配慮した健康支援対策の実施 ③生涯にわたる健康の包括的な支援</p>
<p>4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</p>	<p>①女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進</p>

第3章 計画の内容

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進

固定観念による偏見や差別などの解消とともに男女共同参画に対する意識を高めるため、人権尊重に基づく啓発活動や関連情報の提供を行い、意識改革と理解の促進を図ります。

また、若年層の早い時期における教育環境等が重要であることから、学校等において男女平等・人権尊重の視点に立った教育を行います。

性について正しい理解を促進し、子ども達や家庭への支援として、きめ細かい相談体制の充実を図ります。

学校教育等を経た後も、地域社会の一員として子どもから大人へと引き続き、個性に応じた学習機会を得られるよう、生涯学習の充実に努めます。

さらに、男女共同参画の取組は、国際社会における取組と密接に関係しており、国際社会の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つである「ジェンダー平等」を実現するためにも、市民一人ひとりの国際理解の醸成に努めるほか、性的少数者に対する配慮の取組等を新たに推進します。

① 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	◇「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	経営企画課

② 男女平等意識の醸成

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する情報の収集と提供	◇男女共同参画に関連する情報や国、県、近隣自治体等の取組についての情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して広く市民に提供します。	経営企画課
男女共同参画に関するセミナー等の開催	◇県などの関連団体との連携のもと、男女共同参画に関するセミナー等のイベントを開催します。	経営企画課

③ 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進

事業名	事業内容	担当課等
男女平等の視点に立った教育・学習の推進	<p>◇学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮や、男女平等に関する歴史の学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。</p> <p>◇教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。</p>	学校教育課
人権教育の推進	<p>◇自分や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。</p> <p>◇人権擁護委員等との連携のもと、各小学校における人権教室や街頭啓発を支援します。</p> <p>◇鴨川市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ防止等の対策の充実を図ります。</p>	学校教育課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	<p>◇固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、各中学校生徒一人ひとりの資質や適性に応じた進路指導を推進します。</p>	学校教育課
認定こども園等における男女平等な教育・保育の推進	<p>◇不必要に男女を区別することがないように教育・保育を行います。</p>	子ども支援課 学校教育課
職員研修の充実	<p>◇教職員等に対する研修の充実に努め、男女平等意識と能力の向上を図ります。</p>	学校教育課 子ども支援課
性についての正しい理解の促進	<p>◇各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩みについて生徒が相談しやすい環境を整備します。</p> <p>◇専門的な知識や経験を有した講師を招聘するなど、思春期健康教育の実施について、実践的な計画を作成し、正しい性の理解に向けた取組を推進します。</p>	学校教育課

④ 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

事業名	事業内容	担当課等
生涯学習の充実	<p>◇男女がその個性に応じて能力を高め、多様な生き方を選択していくための学習機会の提供を図り、生涯学習の充実に努めます。</p>	生涯学習課
図書館における男女共同参画に関する図書の実	<p>◇男女共同参画や「SDGs」に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。</p> <p>◇男女共同参画や「SDGs」に関する図書の利用件数が増加するよう、展示の仕方等を工夫します。</p>	生涯学習課 (図書館)

⑤ 国際理解の醸成

事業名	事業内容	担当課等
国際姉妹都市等との交流の推進	◇国際姉妹都市アメリカ合衆国マニトワック市等との交流を通して、国際理解を深めます。	市民交流課
民間国際交流団体等への支援	◇国際交流、外国人の生活支援等を行う民間国際交流団体を支援します。	市民交流課
CIR（国際交流員）の活用	◇CIR を活用し、地域住民の異文化理解のための交流活動など、市民の国際意識を醸成し、国際化を推進します。	市民交流課
外国語教育の充実	◇ALT（外国語指導助手）等を活用し、各小中学校及び認定こども園における外国語教育の充実を図ります。	学校教育課 子ども支援課

⑥ 性的少数者への理解促進

事業名	事業内容	担当課等
性的少数者に対する配慮の取組の推進 【新規】	◇性的少数者への理解不足による、いじめや偏見など人権侵害を防ぎ、誰もが自分らしさを認め合える社会環境を実現するため、市広報誌やホームページ、啓発パンフレット等により性の多様性に関する理解促進に努めます。	経営企画課

施策の方向 2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり

人権尊重と男女平等の精神を踏まえ、「DV防止法」に基づき、DVやセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力を許さない社会を形成し、様々な機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めます。

DV被害者に最も身近な行政主体である市として、被害者の気持ちにより添い、相談・支援体制の充実を図り、速やかに関係機関と連携して適切な対応に努めます。

また、社会問題化している児童虐待や高齢者、障害者への虐待等について、本市で作成しているDV被害者支援マニュアル、子ども虐待対応マニュアル、障害者虐待対応マニュアル、高齢者虐待対応マニュアルを活用し、関係機関との連携体制を強化し、支援に結びつくよう情報収集に努めるとともに相談支援体制の充実を図ります。

① DV等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】

事業名	事業内容	担当課等
DV等に関する周知	◇DVやデートDV、人身取引に関する情報等を収集し、市広報誌やホームページ、パンフレットの回覧等を通して提供することにより、市民意識の啓発を行います。	健康推進課
DV被害者を支援する体制の充実	◇DV被害者の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、相談支援を実施します。また、DV被害者の保護と心身ケア、社会的自立を促す支援体制の充実を図ります。 ◇市広報誌やホームページ等を通して相談窓口を周知します。	健康推進課

② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進	◇セクシュアル・ハラスメント等の発生状況の把握とともに、防止に向けた職員への意識啓発に努めます。 ◇相談者のプライバシーに配慮しながら、的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談体制の充実を図ります。	総務課
教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	◇各小中学校において職場規律の向上を目的とした会議を開催し、セクシュアル・ハラスメント等防止のための取組を推進します。	学校教育課

事業所等に対する 広報・啓発	◇セクシュアル・ハラスメント等防止のための情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課
-------------------	---	-------

③ 児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶

事業名	事業内容	担当課等
児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進	◇児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に係る関係機関の連携強化を図り、虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止その他虐待の防止対策を推進します。	福祉課 子ども支援課
児童虐待の早期発見と被害者支援の充実	◇児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。	子ども支援課
高齢者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	◇高齢者とその家族を対象として、医療・介護・福祉などに関する総合的な相談窓口の周知を図り、被害者の発見に努めます。 ◇鴨川、長狭、江見、天津小湊の各地区において相談の受付を行います。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	健康推進課 福祉課
障害者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	◇障害者に対する虐待の早期発見を図るため、本人や家族からの相談を随時受け付けるほか、関係機関等との連携を密にします。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	福祉課

施策の方向 **3** 人権侵害を許さない社会環境づくり

男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識を明らかにするため、市民意識調査を実施するとともに、情報提供や啓発に努めます。

また、行政による情報発信の際は、性別に関する固定観念に捉われない表現に配慮するとともに、メディア・リテラシー*の向上に取り組みます。

さらに、人権や性別にかかわる不当な差別について、相談窓口を周知・広報するとともに、支援体制の充実を図ります。

① 人権に関する相談等の充実

事業名	事業内容	担当課等
人権相談の充実	◇全ての人が差別なく幸せに暮らす権利を守るため、千葉地方法務局と連携し、「特設人権相談所」を市内各地区において定期的開設します。 ◇千葉地方法務局との連携を密にし、人権侵犯事件が発覚した場合における調査・救済のための協力体制の整備を進めます。 ◇市広報誌及びホームページ等を通して相談窓口を周知します。	経営企画課
県女性サポートセンターの周知	◇女性が抱える悩み・問題などに関する相談の窓口となる県女性サポートセンターについて周知します。	健康推進課

② 男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	◇男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識の現状を明らかにするために必要な調査項目を検討し、市民意識調査を実施します。また、調査結果をホームページ等に掲載することにより情報提供・啓発を行います。	経営企画課

***メディア・リテラシー**

メディアによって伝えられる情報を読み解き、活用する能力と、メディアを使って表現する能力

③ メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

事業名	事業内容	担当課等
行政刊行物等における表現の十分な配慮	◇市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	各所属
メディア・リテラシーの向上促進	◇メディア・リテラシーの向上を促進するため、多様な情報の提供と併せてインターネット端末の開放による学習機会の提供を行います。	総務課

基本目標 II あらゆる分野における男女の参画促進

【女性活躍推進計画】

施策の方向 1 行政における男女共同参画の推進

市民一人ひとりが持つ多様な考え方を社会へ反映するためには、行政分野においても、女性が男女平等社会に基づく対等な構成員として、政策の立案・決定の場へ積極的に参画する必要があります。

一方、市行政の現状においては、女性の参画は依然少ないことから、更なる人材発掘と育成に努めながら、各審議会等における女性委員や市管理職への女性職員の登用を推進し、市民及び職員が個々の持つ多様な意見を反映できる行政運営を図っていきます。

また、本市において「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の職業生活における活躍に関する取組を推進します。

① 各審議会等委員への女性の参画促進

事業名	事業内容	担当課等
審議会等における女性委員の登用の促進	◇「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、各審議会等における女性の登用率が30%以上になるように努めます。	総務課 各所属
行政情報の積極的な公開	◇市民の市政への関心を高め、更なる参画を促進するため、行政情報の積極的な公開に努めます。	各所属

② 市役所における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課等
女性職員の活躍の推進	◇女性職員の管理職への登用など「鴨川市特定事業主行動計画」に基づく取組を推進します。また、男女共同参画の意識の啓発と理解の充実を図るため、男女共同参画に関する市職員研修を実施します。	総務課
市役所における育児・介護休業等に関する職場環境の整備	◇育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求をすることができるとして、職員への周知・定着を推進します。	総務課

施策の方向 **2** 市内事業所等における方針決定過程への

女性の参画促進

女性が自らの意志による社会参画を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

市内の事業所等で働くすべての男女が、共に支え合い、責任を分かち合い、個々の能力を発揮することで地域経済のより一層の活性化を図るため、方針決定過程における女性参画の推進を、事業者や団体等に対して周知・啓発します。

① 女性の登用促進に関する働きかけ

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課

② 女性の人材の育成

事業名	事業内容	担当課等
研修会などに関する情報の収集と提供	◇女性の能力向上のために開催される研修会等の情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	経営企画課

施策の方向 **3** 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進

国の取組として進められているワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と家事、出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和した状態を目指しており、男女が共に家庭生活における責任と喜びを分かち合い、その他の活動と両立できることが必要です。

そのため、特に男性の家庭生活への参画促進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進します。

また、「鴨川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域が一体となった子育て支援体制の充実・強化に取り組み、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

① ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課

② 男性の家事・育児・介護への参画促進

事業名	事業内容	担当課等
男性の食生活改善 事業	◇主に高齢男性の食の自立を目的として、健康づくりに関する知識や調理技術の向上に関する講習会等を実施します。	健康推進課
パパママ学級の開催	◇男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	健康推進課
育児、介護等に関する講座等への参加 促進	◇育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるよう、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	健康推進課

③ 教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	担当課等
教育・保育サービスの 充実	◇多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るため、延長保育、一時預かりや病児保育などを実施します。	子ども支援課

学童保育の充実	◇市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するほか、運営支援を行います。	子ども支援課
---------	--	--------

④ 地域が一体となった子育て支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	◇育児休業や介護休業の取得に関連して事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。	商工観光課
子育てに関する相談事業	◇育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。 ◇家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係機関と連携を図りながら、家庭児童相談を実施します。	健康推進課 子ども支援課
地域子育て支援の充実	◇子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と児童の健やかな育成を図ります。	子ども支援課
ファミリー・サポートセンターの利用促進	◇子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポート事業の周知に努め、その利用を促進します。	子ども支援課

施策の方向 **4** 地域活動等における男女共同参画の促進

少子高齢化や人口減少が進む中で、地域づくりの中心となる担い手である自治組織等における加入者は減少傾向にあり、地域社会の機能低下に対する早急な対応が求められています。

男女共に誰もが地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、活力ある地域社会を形成するため、地域活動への支援を推進します。

① 地域活動への支援

事業名	事業内容	担当課等
市民提案によるまちづくりの支援	◇まちづくりへの市民参画を推進するため、市民やNPO法人などの市民活動団体が、自ら企画し実施するまちづくり活動を支援します。	市民交流課
自治組織等の維持・活性化の促進	◇自治組織等への各種支援の実施を通して、組織の維持と活性化を図ります。	市民交流課
市民活動の支援	◇まちづくりの担い手となる市民活動団体を支援するため、これらの活動に参加したい市民に対し、情報提供や、相談の場を設けます。	市民交流課

施策の方向 **5** 雇用の場における男女の機会均等と

待遇の確保のための環境づくり

女性の雇用の場における待遇は、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などを経て環境が改善されてきましたが、依然として男女の格差は顕在しています。

女性の労働環境向上に資するため、雇用の場を提供する企業や事業所・団体等に対する啓発を行うとともに、就業希望の女性に対して、求人に関することや職業能力開発事業等の情報提供及び相談等の支援に努めます。

① 女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇女性の雇用と労働条件向上に関する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	商工観光課

② 就職希望者に対する情報提供

事業名	事業内容	担当課等
求人情報の提供及び就職相談会の開催	◇市役所1階のふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介等を実施するとともに、国等と連携した就職相談会を開催します。	商工観光課
女性の再就職の促進	◇ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	商工観光課

③ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。	商工観光課

④ 雇用の場の充実

事業名	事業内容	担当課等
雇用の場の充実	◇市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業者への低利融資等の支援を行います。	商工観光課

施策の方向 **6** 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進

本市の基幹産業でもある農林水産業、商工業等の自営業において、男性（夫）が事業主で女性（妻）が家族従業員となる傾向にあるため、女性が抱える負担の大きさと果たしている役割が適正に評価され、女性の地位向上が促進されるよう啓発に努めます。

また、自営業の男女共同参画経営を推進するため、家族経営協定の締結を推奨し、意思決定の場への女性参画を促進するとともに、能力開発の支援などを関係団体と連携して取り組みます。

① 農林水産業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
家族経営協定の締結の促進	◇認定農業者を対象とした研修等において、男女のパートナーシップの確立について啓発を行い、家族経営協定の締結を推進します。	農林水産課
農林水産分野における女性の経営参画の促進と起業支援	◇県や周辺市町村などの関係団体との連携により、農林水産分野における女性起業家や起業グループの活動を支援する体制を整備します。	農林水産課

② 自営業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
自営業者への啓発と情報提供	◇商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。	商工観光課
経営支援及び企業環境の整備	◇既存の自営業者の経営の健全化・安定化と、新規に起業を行う者に対して、資金融資に際しての利子補給等を行います。	商工観光課

基本目標 Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

平成 27（2015）年 4 月に「生活困窮者自立支援制度」が施行されたものの、高齢者介護やひとり親家庭等の増加、雇用条件の格差等により、女性を取り巻く環境は依然として厳しくなっています。

特に近年は、生活困窮者の増加とともに若い女性の貧困化も深刻な社会問題となっていることから、生活上の困難に対する相談体制の充実や適正な生活支援を通じて、女性の経済的自立を促します。

① 相談支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
総合相談体制の充実	◇市内 3 か所の福祉総合相談センターにおいて、福祉や介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課
生活困窮者の自立支援	◇生活困窮者自立支援事業を実施します。	健康推進課

② ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等に対する経済的支援	◇ひとり親家庭等における負担を軽減し、子どもを健全に育成していくための経済的支援を実施します。	子ども支援課
ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供の実施	◇関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	子ども支援課

施策の方向 **2** 高齢者・障害者、外国人等が安心して

暮らせる環境整備

高齢者や障害者が安心して暮らせる地域であるため、介護保険制度の円滑な運営とともにサービスの提供に努め、介護などの負担が女性に集中することがなく、いきいきと過ごせる生活環境を整えます。

また、市内在住外国人が暮らしやすい環境をめざし、地域が一体となって助け合う支援体制の充実を図ります。

① 高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の自立支援	◇要介護状態にならないよう高齢者のロコモティブシンドローム（運動器症候群）や低栄養、認知症予防や口腔機能向上等を目的とした介護予防に関する知識の普及・啓発に努めます。また、各種健康教室等において、介護予防サポーターなど地域ボランティアを育成・支援することにより、高齢者を支える体制づくりを行います。	健康推進課
障害者の自立支援	◇本市において策定した障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施します。	福祉課
介護・福祉環境の充実	◇高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して個別のケースに応じた適切なサービスや情報提供を行います。	健康推進課

② 高齢者・障害者の社会参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の活動の場の充実	◇老人クラブやシルバー人材センター、自主的に介護予防を実践する市民団体等への支援を通して、高齢者の活動の場の充実を図ります。	福祉課
高齢者等を対象とした教室の開講	◇公民館を主な活動の場として、講演会や研修会などを開催するほか、専門職による健康教育・健康相談を行います。	生涯学習課 （公民館） 健康推進課
障害者の就労支援	◇ハローワークや千葉障害者職業センターなど関係機関との連携を通して、障害者の就労支援を推進します。	福祉課 商工観光課

福祉タクシー事業	◇重度心身障害者がタクシーを利用する際に料金の全部又は一部を助成することにより、社会参画を促進します。	福祉課
----------	---	-----

③ 在住外国人に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
外国人相談窓口の設置	◇外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるように、多言語で対応する相談窓口を設置し、各種相談を受け付けます。	市民交流課
外国人への生活支援の充実	◇外国人が地域で安心して生活ができるよう、保健、福祉、子育て、教育、環境、防災等の身近な情報を必要に応じて、多言語及びやさしい日本語で提供します。	市民交流課

施策の方向 **3** 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援

誰もが互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現には、男女がお互いの性を尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

そのため、全ての人々が健康に暮らしていくための性と生殖に関する理解とともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）の考え方から啓発に努めます。

特に、女性は男性と異なる健康上の問題に直面するため、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する支援を充実させ、適切な保健・医療サービスを利用できる環境整備を推進し、性差に配慮した支援に努めます。

① 母子健康の保持と増進

事業名	事業内容	担当課等
妊娠・出産に関する支援	◇妊婦・乳幼児の各種相談・診察・指導や、母子健康手帳の交付により、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	健康推進課

② 性差に配慮した健康支援対策の実施

事業名	事業内容	担当課等
性差を踏まえた検診事業の実施	◇子宮頸がん、乳がん、前立腺がん、骨粗鬆症の検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。 ◇疾病の早期発見・予防のため、各種検診の受診率向上に努めます。	健康推進課
健康づくりの支援	◇健康状態に応じて、的確に自己管理を行うことができるように、相談支援等の充実を図ります。	健康推進課

③ 生涯にわたる健康の包括的な支援

事業名	事業内容	担当課等
スポーツ・レクリエーションの普及促進	◇市内で行われるスポーツ・レクリエーション活動について、活動内容に関する市民への情報提供や、活動拠点となる各種運動施設の整備を行います。 ◇関連する活動を行う団体への各種支援を通して、スポーツ・レクリエーションの更なる普及を促進します。	スポーツ振興課

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指す。

施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

自然災害の頻発に対し、避難所等における女性への配慮の必要性が高まっていることから、プライバシーの確保や物資の備蓄など、女性の視点に立った防災対策を推進します。

併せて、性別に関わらず乳幼児や障害者、高齢者等へ配慮した防災対策について、男女共同参画の観点から取り組みます。

① 女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

事業名	事業内容	担当課等
防災対策における性差等への配慮	<p>◇鴨川市消防団における女性消防隊員の活動に対する支援などを通して、女性の視点を活かした地域防災活動を推進します。</p> <p>◇災害発生時における避難所での生活を想定し、独立した区画を設けるためのパーテーションや生理用品、液体ミルクなど女性の視点を盛り込んだ物資の準備を行います。</p>	危機管理課

- 男女共同参画に関わる相談窓口
- 第3次鴨川市男女共同参画計画の策定経過
- 鴨川市男女共同参画推進審議会 委員名簿
- 鴨川市附属機関設置条例
- 鴨川市男女共同参画推進審議会への諮問及び答申
- 男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過
(世界・日本・千葉県)
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
〔DV防止法〕
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
〔女性活躍推進法〕
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

男女共同参画に関わる相談窓口

男女共同参画に関わる相談窓口は、その内容により様々です。ここではその中からいくつかを掲載します。(令和4年3月現在)

施設名等	連絡先	住所	相談内容
鴨川市福祉総合相談センター	Tel 04-7093-1200 (緊急の場合は、夜間・休日でも受付)	鴨川市八色 887-1 (ふれあいセンター)	子ども、障害者、高齢者、DV等、対象者を問わない包括的なワンストップ相談窓口
安房健康福祉センター (配偶者暴力相談支援センター)	Tel 0470-22-6377 (9:00~17:00/土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)	館山市北条 1093-1	DV相談等
千葉県女性サポートセンター(配偶者暴力相談支援センター)	Tel 043-206-8002 (24時間、365日受付)		DV相談等 (女性専用)
千葉県警察本部相談サポートコーナー	Tel 043-227-9110 (月曜日~金曜日 8:30~17:15) ◎命の危険を感じたら、まずは110番!	県警本部: 千葉市中央区長洲1-9-1	DV相談等
千葉県男女共同参画センター	Tel 04-7140-8605 (火曜日~日曜日 9:30~16:00)	千葉市中央区都町2-1-12 (千葉県都町合同庁舎1階)	女性のための電話相談
	Tel 043-308-3421 (火曜日・水曜日 16:00~20:00)		男性のための電話相談
児童相談所虐待対応ダイヤル	Tel 189 (24時間、365日受付)		児童虐待の相談・通告等
子ども家庭110番	Tel 043-252-1152 (24時間、365日受付)	中央児童相談所: 千葉市稲毛区天台1-10-3	児童虐待の相談・通告等
千葉県労働相談センター	Tel 043-223-2744 (平日9:00~20:00、17時以降は電話のみ)	県庁本庁舎2階: 千葉市中央区市場町1-1	パワハラ・セクハラや労働に関する相談

第3次鴨川市男女共同参画計画の策定経過

年 月 日	実 施 内 容
令和2年8月	市民意識調査の実施
令和3年10月4日	鴨川市男女共同参画推進審議会第1回会議（諮問） 市民意識調査集計等結果報告書（案）について 第3次男女共同参画計画（骨子案）について
令和3年12月15日	鴨川市男女共同参画推進審議会第2回会議 第3次鴨川市男女共同参画計画（素案）について
令和4年1月20日	鴨川市男女共同参画推進審議会第3回会議 第3次鴨川市男女共同参画計画（原案）について
令和4年 2月1日～3月2日	第3次鴨川市男女共同参画計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施
令和4年3月17日	鴨川市男女共同参画推進審議会第4回会議（答申） パブリックコメント手続の実施結果について 答申（案）について
令和4年3月24日	第3次鴨川市男女共同参画計画の策定

鴨川市男女共同参画推進審議会 委員名簿

委嘱任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

摘要	氏名	委嘱区分	性別
会長	速水 昭雄	識見を有する者	男
副会長	立野 慶子	識見を有する者	女
委員	浅沼 紀子	識見を有する者	女
〃	上野 ひろ子	識見を有する者	女
〃	黒川 洋子	識見を有する者	女
〃	齋藤 守彦	識見を有する者	男
〃	角田 佐智子	識見を有する者	女
〃	長谷川 裕一	識見を有する者	男

※ 委員の男女比構成：男 37.5%・女 62.5%

鴨川市附属機関設置条例（男女共同参画推進審議会に係る部分のみ抜粋）

平成 31 年 3 月 25 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。

2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱等)

第 3 条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。第 6 条において同じ。)が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

第 4 条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長又は副委員長(第 3 項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。

2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が 2 人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

資料編

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

※附則 2～14 は略

別表(第 2 条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市男女共同参画推進審議会	市長の諮問に応じ、男女共同参画に関する事項について調査審議を行うこと。	会長 1 人、副会長 1 人及びこれら以外の委員	8 人以内	識見を有する者	2 年

鴨川市男女共同参画推進審議会への諮問及び答申

鴨経企第 777 号
令和 3 年 10 月 4 日

鴨川市男女共同参画推進審議会
会長 速水 昭雄 様

鴨川市長 長谷川 孝夫

第 3 次鴨川市男女共同参画計画について（諮問）

鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）第 2 条の規定に基づき、
第 3 次鴨川市男女共同参画計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

令和4年3月17日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市男女共同参画推進審議会
会 長 速水 昭雄

第3次鴨川市男女共同参画計画について（答申）

令和3年10月4日付け鴨経企第777号で諮問のありました、第3次鴨川市男女共同参画計画について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別添の第3次鴨川市男女共同参画計画（案）は、本市の特性を踏まえた課題に取り組む計画として、妥当なものと認めます。

なお、本計画の推進に当たっては、下記事項に十分配慮するとともに、基本理念である「男女（みんな）が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に向け、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

- 1 男女共同参画に対する理解をより深めるため、市民への意識啓発に一層努めていただきたい。
- 2 広報誌やホームページ、SNSなど多様な広報媒体を効果的に活用し、わかりやすい情報発信に努めていただきたい。
- 3 行政だけでなく、市民、地域、事業者等が連携・協働して、計画事業の推進に努めていただきたい。
- 4 男女共同参画を取り巻く環境や価値観が大きく変化する中、実情に応じた事業の見直しや改善に取り組むなど、柔軟な事業展開に努めていただきたい。
- 5 個々の事業については、成果指標の向上や効果検証を意識した実施を心がけ、計画の適切な進行管理に努めていただきたい。

男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過（世界・日本・千葉県）

年	世界	国	千葉県
昭和 50 (1975) 年	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催（対 ソソシ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議 開催	
昭和 51 (1976) 年	国連婦人の十年	「民法等の一部を改正する 法律」施行（離婚後の姓の選 択自由）	
昭和 52 (1977) 年		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	
昭和 54 (1979) 年	国連第 34 回総会「女子差 別撤廃条約」採択		
昭和 55 (1980) 年	国連婦人の十年中間年世 界会議開催（コハルガソ） 「国連婦人の十年後半期 行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	
昭和 56 (1981) 年	ILO 第 156 号条約（家族 的責任を有する男女労働 者の機会及び待遇の均等 に関する条約）採択	「国内行動計画後期重点目 標」策定	「千葉県婦人施策推進総合 計画」策定
昭和 60 (1985) 年	国連婦人の十年最終年世 界会議開催「婦人の地位向 上のためのナイロビ将来 戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 (1986) 年		「男女雇用機会均等法」施行	「千葉県婦人計画」策定
昭和 62 (1987) 年		「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定	
平成 2 (1990) 年	国連経済社会理事会におい て「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する 第 1 回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択	学習指導要領の改訂（高等学 校家庭科の男女必修等）	
平成 3 (1991) 年		「育児休業法」公布	「さわやかちば女性プラン」 策定
平成 4 (1992) 年		「育児休業法」施行	
平成 5 (1993) 年	世界人権会議開催（ウィソ）「女 性に対する暴力撤廃宣言」採 択	「パートタイム労働法」公 布・施行	「男女共同参加型社会に向 けての県民意識調査」実施
平成 6 (1994) 年		男女共同参画室、男女共同参 画審議会、男女共同参画推進 本部設置	
平成 7 (1995) 年	第 4 回世界女性会議開催「北 京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」改正 ILO 第 156 号条約批准	
平成 8 (1996) 年		「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定	「ちば新時代女性プラン」策 定
平成 9 (1997) 年		「男女共同参画審議会設置 法」公布、施行 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	

年	世界	国	千葉県
平成 10 (1998) 年			「男女共同参画社会実現に向けての県民意識調査」実施
平成 11 (1999) 年		「男女共同参画社会基本法」 公布、施行	
平成 12 (2000) 年	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」施行	千葉県男女共同参画推進本 部、男女共同参画課設置
平成 13 (2001) 年		男女共同参画局及び男女共 同参画会議設置 「DV 防止法」施行	「千葉県男女共同参画計画」 策定
平成 14 (2002) 年			男女共同参画課内「DV対策 担当チーム」設置 千葉県女性サポートセンター開設
平成 15 (2003) 年		「少子化社会対策基本法」、 「次世代育成支援対策推進 法」公布、施行	
平成 16 (2004) 年		「DV 防止法」改正	「男女共同参画社会実現に に向けての県民意識調査」実施
平成 17 (2005) 年	第 49 回 国連婦人の地位委 員会「北京+10」閣僚級会合 開催（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「育児・介護休業法」改正	
平成 18 (2006) 年		「男女雇用機会均等法」改正	「千葉県男女共同参画計画 （第 2 次）」策定 「千葉県DV防止・被害者支 援基本計画（DV防止基本計 画）」策定 ちば県民共生センター開設 （平成 24 年千葉県男女共同 参画センターに名称変更）
平成 19 (2007) 年		「仕事と生活の調和（ワーク・ ライフ・バランス）憲章」及び「仕事 と生活の調和推進のための 行動指針」策定 「DV 防止法」改正	
平成 21 (2009) 年		「育児・介護休業法」改正	「DV 防止基本計画（第 2 次）」策定 「男女共同参画社会実現に に向けての県民意識調査」実施
平成 22 (2010) 年	第 54 回 国連婦人の地位委 員会「北京+15」記念会合 開催（ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本 計画」策定	
平成 23 (2011) 年	ジェンダー平等と女性のエン パワーメントのための国 連機関（UN Women）正式 発足		「第 3 次千葉県男女共同参 画計画」策定
平成 24 (2012) 年	第 56 回 国連婦人の地位委 員会開催（ニューヨーク）「自然災 害におけるジェンダー平等 と女性のエンパワーメント」 決議案採択	『女性の活躍促進による経 済活性化』行動計画」策定	「DV 防止基本計画（第 3 次）」策定

年	世界	国	千葉県
平成 25 (2013) 年		「日本再興戦略」の中核に 「女性の活躍促進」が位置づ けられる 「DV 防止法」改正	
平成 26 (2014) 年	第 58 回 国連婦人の地位委 員会開催（ニューヨーク）「自然災 害におけるジェンダー平等 と女性のエンパワーメント」 決議案採択	「日本再興戦略」改訂 2014 に『『女性が輝く社会』の実 現』が掲げられる	「男女共同参画社会実現に 向けての県民意識調査」実施
平成 27 (2015) 年	第 59 回 国連婦人の地位委 員会「北京+20」記念会合開 催（ニューヨーク） 第 3 回国連防災世界会議開 催（仙台）「仙台防災枠組」 採択 国連サミット「持続可能な開 発のための 2030 アジェン ダ（SDGs）」採択	「女性活躍推進法」公布 「第 4 次男女共同参画基本 計画」策定	
平成 28 (2016) 年	G7 伊勢・志摩サミット「女 性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系 キャリア促進のためのイニ シアティブ（WINDS）」合意	「女性活躍推進法」施行 SDGs 推進本部設置 「SDGs 実施指針」決定	「第 4 次千葉県男女共同参 画計画」策定
平成 29 (2017) 年		「育児・介護休業法の一部を 改正する法律」及び「男女雇 用機会均等法を改正する法 律」施行	「DV 防止基本計画（第 4 次）」策定
平成 30 (2018) 年		「政治分野における男女共 同参画の推進に関する法律」 公布・施行	
令和元 (2019) 年	W20 日本開催（国際女性会 議 WAW! と同時開催）	「女性活躍推進法」改正 「DV 防止法」改正 「SDGs 実施指針」改訂	「男女共同参画社会実現に 向けての県民意識調査」実施
令和 2 (2020) 年	第 64 回 国連婦人の地位委 員会「北京+25」記念会合開 催（ニューヨーク）	「第 5 次男女共同参画基本 計画」策定	
令和 3 (2021) 年			「第 5 次千葉県男女共同参 画計画」策定

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の

男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 【DV防止法】

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八号の三及び第九号において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）
- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てが

あったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 【女性活躍推進法】

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正：令和元年法律第二十四号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年法律第百十三号)

最終改正：令和二年法律第十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条—第十条）
 - 第二節 事業主の講ずべき措置等（第十一条—第十三条の二）
 - 第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）
- 第三章 紛争の解決
 - 第一節 紛争の解決の援助等（第十五条—第十七条）
 - 第二節 調停（第十八条—第二十七条）
- 第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新 (性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

- 2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。
- 3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

- 2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置等

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

第十一条の二 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言

動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。
 - 3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
 - 4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。
（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）
- 第十一条の四 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない。
 - 3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。
 - 4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。
（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。
（男女雇用機会均等推進者）

第十三条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一条第一項、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項(第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。)、第十一条の三第

一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十一条第四項、第十一条の三第三項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第五項、第十一条の三第四項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の三第一項、第十二条、第十三条の二及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の三第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮（こ）以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節、第十三条の二、同章第三節、前章、第二十九条及び第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節（第十三条の二を除く。）の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(令和八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務)
- 2 令和八年三月三十一日までの間は、第十三条の二中「並びに」とあるのは、「、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十条の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。
(以下略)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年法律第二十八号)

最終改正：令和三年法律第六七号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)



第3次鴨川市男女共同参画計画

令和4年3月 発行

千葉県鴨川市経営企画部経営企画課
〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1450
TEL 04-7093-7827